

平成19年第5回那須烏山市議会定例会（第1日）

平成19年12月4日（火）

開会 午前10時00分

散会 午後 5時39分

◎出席議員（19名）

1番	松本勝栄君	2番	渡辺健寿君
3番	久保居光一郎君	4番	高德正治君
5番	五味渕博君	6番	沼田邦彦君
7番	佐藤昇市君	8番	佐藤雄次郎君
9番	野木勝君	10番	大橋洋一君
11番	五味渕親勇君	13番	平山進君
14番	水上正治君	15番	小森幸雄君
16番	平塚英教君	17番	中山五男君
18番	樋山隆四郎君	19番	滝田志孝君
20番	高田悦男君		

◎欠席議員（1名）

12番 大野曄君

◎説明のため出席した者の職氏名

市長	大谷範雄君
副市長	山口孝夫君
収入役	石川英雄君
教育長	池澤進君
総務部長	大森勝君
市民福祉部長	雫正俊君
経済環境部長	佐藤和夫君
建設部長	池尻昭一君
教育次長	堀江一慰君

◎事務局職員出席者

事務局長	田中順一
書記	藤田元子

書 記
書 記

佐 藤 博 樹
菊 地 唯 一

○議事日程

- 日程 第 1 会議録署名議員の指名について（議長提出）
- 日程 第 2 会期の決定について（議長提出）
- 日程 第 3 議案第 8号 那須烏山市職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について（市長提出）
- 日程 第 4 議案第 11号 那須烏山市奨学金給付条例の制定について（市長提出）
- 日程 第 5 議案第 15号 那須烏山市奨学基金設置及び管理条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 6 議案第 9号 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について（市長提出）
- 日程 第 7 議案第 10号 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について（市長提出）
- 日程 第 8 議案第 12号 那須烏山市職員給与条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 9 議案第 13号 那須烏山市水道事業設置及び経営基本条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 10 議案第 14号 那須烏山市簡易水道事業設置及び経営基本条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 11 議案第 16号 那須烏山市農産物等加工処理施設の指定管理者の指定について（市長提出）
- 日程 第 12 議案第 17号 那須烏山市農業会館の指定管理者の指定について（市長提出）
- 日程 第 13 議案第 18号 那須烏山市八ヶ代コミュニティーセンターの指定管理者の指定について（市長提出）
- 日程 第 14 議案第 19号 那須烏山市民ふれあい農園・ふれあい交流体験館の指定管理者の指定について（市長提出）
- 日程 第 15 議案第 20号 那須烏山市自然休養村センター他4施設の指定管理者の指定について（市長提出）
- 日程 第 16 議案第 21号 那須烏山市山あげ会館の指定管理者の指定について（市長提出）
- 日程 第 17 議案第 22号 那須烏山市龍門ふるさと民芸館の指定管理者の指定につ

- いて（市長提出）
- 日程 第18 議案第23号 那須烏山市観光物産センター（1階）の指定管理者の指定について（市長提出）
- 日程 第19 議案第24号 平成19年度農地農業用施設災害復旧事業の施行について（市長提出）
- 日程 第20 議案第25号 財産の取得について（市長提出）
- 日程 第21 議案第26号 字の区域の変更について（市長提出）
- 日程 第22 議案第1号 平成19年度那須烏山市一般会計補正予算について（市長提出）
- 日程 第23 議案第2号 平成19年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算について（市長提出）
- 日程 第24 議案第3号 平成19年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算について（市長提出）
- 日程 第25 議案第4号 平成19年度那須烏山市農業集落排水事業特別会計補正予算について（市長提出）
- 日程 第26 議案第5号 平成19年度那須烏山市下水道事業特別会計補正予算について（市長提出）
- 日程 第27 議案第6号 平成19年度那須烏山市簡易水道事業特別会計補正予算について（市長提出）
- 日程 第28 議案第7号 平成19年度那須烏山市水道事業会計補正予算について（市長提出）
- 日程 第29 付託第1号 請願書等の付託について（議長提出）
-

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

[午前10時00分開会]

○議長（小森幸雄君） おはようございます。ただいま出席している議員は19名です。12番大野 曄議員から欠席の通知がありました。定足数に達しておりますので、平成19年第5回那須烏山市議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告いたします。地方自治法第121条の規定に基づき、市長以下関係部長の出席を求めていますので、ご了解願います。

次に本日からの定例会にあたり、去る11月26日に議会運営委員会を開き、議会運営委員会の決定に基づき会期及び日程を編成しましたので、ご協力くださるようお願い申し上げます。

◎市長あいさつ

○議長（小森幸雄君） ここで、市長のあいさつとあわせて行政報告を求めます。

市長大谷範雄君。

[市長 大谷範雄君 登壇 あいさつ]

○市長（大谷範雄君） おはようございます。ごあいさつ並びに行政報告を申し上げます。

本日、平成19年第5回那須烏山市議会定例会を開催させていただきましたところ、大変ご多用の中をご参集を賜りましてまことにありがとうございます。

光陰矢の如しと申しますが、ことしははや師走を迎えておりまして何かと気ぜわしく、またご多忙のところ、ご出席をいただきまして重ねて感謝を申し上げる次第であります。

さて、今期定例会は26議案を上程をさせていただきます。執行部一同、誠心誠意相務めさせていただきます。何とぞ慎重審議を賜りますようお願いを申し上げます。

ここで行政報告をさせていただきます。まず、75歳以上の高齢者を対象とする新たな公的医療保険、後期高齢者医療制度が来年4月よりスタートいたします。過日、11月29日、県内全市町が参加する広域連合議会が開催され、県内平均保険料を盛り込んだ条例が議決をされました。その条例の内容でございますが、平均保険料、年額6万9,600円、月平均5,800円であります。低所得者の軽減措置後は平均で5万8,800円、月平均が4,900円。この2008年度の対象者は県内でおおむね21万人となっております。ちなみに那須烏山市は4,850人が対象者となります。

私は、当議会開会前の全員協議会の席上、要望事項という形で発言をさせていただきました。その内容であります。昨今の住民の声は、住民福祉の向上を目指す行政姿勢とは裏腹に福祉の低下を招いているという声が大変強いわけです。国が進めます相次ぐ福祉医療制度改

正に伴う、いわば住民の負担増がその背景にあるからであります。後期高齢者医療制度もまさにその一例であり、導入後、生活苦に悩む住民あるいは公金等の未納者の急増など想定をされるわけであります。したがって、要望したいことは県を挙げて制度改正の必要性などを徹底して周知、PRする必要性を強く感じております。重ねてぜひ周知活動を徹底していただきたいというような要望をしたわけでありますので、ご報告を申し上げます。

次に、こども館設置につきましては、おかげさまで10月1日開所をさせていただきました。11月25日はこども館祭りを開催をさせていただき、16にも及ぶボランティア団体や入館者など800人がご参集をいただき、盛大なこども館祭りが開催できましたことは、まことに感謝にたえないところであります。今後にもありましても、徐々にではありますけれども、管内の整備を進め、子育て支援、家庭教育の充実及び振興を図るため、諸施策あるいは周知活動に努め、魂の入ったこども館を目指していきたいと考えておりますので、さらなるご支援を賜りますようお願いを申し上げます。

英語特区の認証が11月22日決定がなされまして、内閣府からご報告がありましたのでお知らせをいたします。来年4月から市内小中学校に週1時間程度、総合学習の時間から英語コミュニケーション科がスタートすることになります。本市の子供たちの語学力の向上、ひいては英語に関心、興味を持ち、国際感覚の醸成の一助になるものと確信をいたしております。

終わりに、市道路整備につきご報告を申し上げます。平成19年度より内閣府の認証をいただきましたきらりと光る那須烏山市活性化計画、この事業費はおおむね28億円を予定をいたしておりますが、本事業は道路整備交付金と合併特例債と合体した市道路整備事業であります。一般財源が事業費の2.5%で済むという極めて有利な事業であります。

平成19年度より5カ年計画で18路線を計画いたしておりますことは、既にご承知のとおりであります。今、建設部担当職員、日夜休日を返上して懸命に用地交渉を初めといたしましてその事務に励んでおります。そのかいもありまして、順調に進捗をしていることをご報告申し上げます。

さて、今期定例会、条例制定4件、条例の一部改正4件、指定管理者の指定について8件、災害復旧事業について1件、財産の取得について1件、字の区域の変更について1件、補正予算案7件、計26議案を上程させていただきます。何とぞ慎重審議を賜りますよう重ねてお願いを申し上げまして、あいさつ並びに行政報告とさせていただきます。

○議長（小森幸雄君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。事務局長に朗読いたさせます。

〔事務局長 朗読〕

議事日程

平成19年第5回那須烏山市議会定例会（第1日）

- 開 議 平成19年12月4日（火） 午前10時
- 日程 第 1 会議録署名議員の指名について（議長提出）
- 日程 第 2 会期の決定について（議長提出）
- 日程 第 3 議案第 8号 那須烏山市職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について（市長提出）
- 日程 第 4 議案第11号 那須烏山市奨学金給付条例の制定について（市長提出）
- 日程 第 5 議案第15号 那須烏山市奨学基金設置及び管理条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 6 議案第 9号 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について（市長提出）
- 日程 第 7 議案第10号 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について（市長提出）
- 日程 第 8 議案第12号 那須烏山市職員給与条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 9 議案第13号 那須烏山市水道事業設置及び経営基本条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第10 議案第14号 那須烏山市簡易水道事業設置及び経営基本条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第11 議案第16号 那須烏山市農産物等加工処理施設の指定管理者の指定について（市長提出）
- 日程 第12 議案第17号 那須烏山市農業会館の指定管理者の指定について（市長提出）
- 日程 第13 議案第18号 那須烏山市八ヶ代コミュニティーセンターの指定管理者の指定について（市長提出）
- 日程 第14 議案第19号 那須烏山市民ふれあい農園・ふれあい交流体験館の指定管理者の指定について（市長提出）
- 日程 第15 議案第20号 那須烏山市自然休養村センター他4施設の指定管理者の指定について（市長提出）
- 日程 第16 議案第21号 那須烏山市山あげ会館の指定管理者の指定について（市

長提出)

- 日程 第17 議案第22号 那須烏山市龍門ふるさと民芸館の指定管理者の指定について(市長提出)
- 日程 第18 議案第23号 那須烏山市観光物産センター(1階)の指定管理者の指定について(市長提出)
- 日程 第19 議案第24号 平成19年度農地農業用施設災害復旧事業の施行について(市長提出)
- 日程 第20 議案第25号 財産の取得について(市長提出)
- 日程 第21 議案第26号 字の区域の変更について(市長提出)
- 日程 第22 議案第1号 平成19年度那須烏山市一般会計補正予算について(市長提出)
- 日程 第23 議案第2号 平成19年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算について(市長提出)
- 日程 第24 議案第3号 平成19年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算について(市長提出)
- 日程 第25 議案第4号 平成19年度那須烏山市農業集落排水事業特別会計補正予算について(市長提出)
- 日程 第26 議案第5号 平成19年度那須烏山市下水道事業特別会計補正予算について(市長提出)
- 日程 第27 議案第6号 平成19年度那須烏山市簡易水道事業特別会計補正予算について(市長提出)
- 日程 第28 議案第7号 平成19年度那須烏山市水道事業会計補正予算について(市長提出)
- 日程 第29 付託第1号 請願書等の付託について(議長提出)

以上、朗読を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長(小森幸雄君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において指名いたします。会議録署名議員に

2番 渡辺健寿議員

3番 久保居光一郎議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（小森幸雄君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。この定例会の会期は、さきに送付したとおり本日から12月12日までの9日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9日間に決定いたしました。なお、会期中の会議の日程は、送付してあります会期日程表により行いますので、ご協力願います。

◎日程第3 議案第8号 那須烏山市職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について

○議長（小森幸雄君） 日程第3 議案第8号 那須烏山市職員の自己啓発等休業に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいま上程となりました議案第8号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方公務員法の一部を改正する法律が施行され、自己啓発等休業制度が創設されたことに伴いまして、職員が自発的に就学または国際貢献活動を行う場合に、その自発性等を積極的に生かす休業制度の導入が必要となり、那須烏山市職員の自己啓発等休業に関する条例を制定するものであります。

詳細につきましては、総務部長に補足説明をさせますので、何とぞ慎重審議をいただきまして可決、ご決定賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（小森幸雄君） 総務部長の補足説明を求めます。

総務部長大森 勝君。

○総務部長（大森 勝君） 命によりまして、議案第8号 那須烏山市職員の自己啓発等休業に関する条例について、運用を踏まえながら条文に沿ってご説明申し上げます。

では、1ページをお開きいただきたいと存じます。第1条につきましては、市長提案理由に

も述べられておりますように、地方公務員法の第26条の5の規定が新たに今回追加をされました。その関係から、職員の自己啓発等に関し必要な事項を定めることといたしたものでございます。

第2条は自己啓発休業の承認を定めたものでございまして、任命権者、市長、教育委員会は在職期間が2年以上ある職員が申請した場合、公務の運営に支障がなく、かつ当該職員の公務に関する能力の向上に資すと認めるときは、大学課程の履修または国際貢献活動のために休業することができることといたしたものでございます。

第3条につきましては、地方公務員法第26条の5第1項の規定に基づき休業期間を定めたものでありまして、大学課程のための履修、一定の学科、課程をおさめる休業にあっては2年、特に大学院博士後期課程の成果を上げるために必要な場合等にあっては3年、国際貢献活動のための休業にあっては3年以内といたしたものでございます。

第4条につきましては、休業の対象となる大学等、教育施設を定めたものでございます。第1号は大学、大学における専攻科及び大学院を含むものとし、第2号では、大学または大学院に相当する教育を行うと認められる課程、学士とか修士関係を置く教育施設とし、次のページになりますが、第3号では第1号から第2号に相当する外国の大学、第4号では任命権者が認めるものとして、公務に関する能力の向上に資すると判断した場合、短期大学、専修学校も休業の対象とすることができるものといたしたものでございます。この4号の規定については、国家公務員はなくて、地方公務員のみの規定ということになります。

第5条では、休業の対象となる外国における奉仕活動の定義を定めたもので、国際貢献の休業は国際協力に資するという目的を持って行う活動であることから、独立行政法人国際協力機構が開発途上地域における移住者等に対する援助及び指導を国の内外を問わず一貫して実施する奉仕活動とし、第2号では、海外の姉妹都市としての国際交流に関する活動に関する奉仕活動であり、この場合は職員として参加することが適当であると任命権者が認めたものであるということになってございまして、国際貢献活動としては公務員の服務義務に反するような活動ではないこと。目的内容の大枠が変化しないこと。活動国において安全に活動を実施するために必要な設備、受け入れ体制が整っていること等を考慮し、判断をすべきものというふうに考えております。

次に、第6条でございますが、自己啓発休業の申請について定めたもので、休業しようとする期間の初日及び終わりの日、またはその期間中の履修、国際貢献活動の内容を明らかにしなければならないといたしたものでございます。

第7条につきましては、自己啓発等休業の期間の延長を定めたものでありまして、第3条の規定、大学にあっては2年、国際貢献活動にあっては3年以内を超えない範囲内において1回

に限り延長申請ができることといたしたものでございます。また、自己啓発休業の取得回数等につきましては、制度上については特に制限はございません。繰り返し取得することも可能であります。ただし、職員がその本来の業務をおろそかにしてまで自己啓発に携わることは適当ではなく、承認にあたっては任命権者が適切に判断する必要があるというふうに思っております。

第8条は、承認の取り消し事由関係でありまして、その取り消し事由として自己啓発等休業をしている職員に正当な理由がなく、その者が在学している課程を休学している場合、その授業を頻繁に欠席していること。その者が参加している奉仕活動の全部もしくは一部を行っていないこと。第2号では、第1号と同様であります。第1号の理由等により当該職員の申請にかかる大学課程の履修または国際貢献活動に支障が生じた場合は、任命権者の判断で承認の取り消しができることといたしたものでございます。

第9条は職務に復帰した場合における職員給料号級の調整関係であります。原則100分の50以下、職務に深い関係がある場合等については100分の100以下を換算できることといたしたものでございます。

第10条につきましては、第1条から第9条に定めるもののほか、その他必要な事項については規則等に委任する旨の定めでございます。

条例の施行日は公布の日からとし、第2項、第3項においては適用法が現段階においてはまだ施行されていないための読みかえについて、第4項は技能労務職員の給与、第5項では水道事業企業会計職員給与条例の一部改正により、自己啓発等休業している期間は給与を支給しないことといたしたものでございます。

以上で終わります。

○議長（小森幸雄君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） 議案第8号でございますけれども、職員の自己啓発休業に関する条例ということでございますが、公務に支障がなく当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるときはというんですが、これは任命権者ですから市長なんだろうけれども、実際には現場の課長、部長等が判断するのかなと思うんですけれども、どのような判断システムになってくるのか。その辺をお聞きしたいと思います。

さらには、こういうような条例ができる前、今日までこのような事例があったのかというのをお聞きしたい。

3つ目は、大学にあつては2年、国際貢献にあつては3年ということなんですけれども、短大、専門校の場合には2年で結構ですけれども、大学は4年で、大学院に行きますとさらに2

年、4年というふうになると思うんですが、その辺、必要と認めるというのがちょっとどういうふうなことで2年というふうなことで切るのか。さらに延長ということですが、それは2年プラス何年になるのか。例えば大学の場合4年ですよ。2年申請をしてさらに延長の2年を求めることができるのかどうか。その辺お聞きしたいと思います。

さらに、まだ条例制定されておませんが、大学、短大、専門校の場合には奨学資金条例というのを今回用意していますけれども、その対象になるのかならないのか。その辺の関係についてお聞きしたい。

最後に9条関係ですけれども、自己啓発休業した職員が職務に復帰した場合において、他の職員と均衡上必要があると認めたときは、自己啓発休業した後、期間を100分の50、職員として職務に特に有用であると、この辺の判断基準もどこで判断するのかわかりませんが、職員としての職務に特に有用であると認める者については100分の100以下の換算率による換算して得た期間を、引き続き勤務したものとみなして号級を調整するということなんでしょうけれども、単純に言えば自己啓発のために研さんをする期間について浦島太郎にならないようにするということではないかというふうに思うんですけれども、運用にあたっては、実際にその職員がいない場合に、その職場においては当然ほかの職員がそれをかわって勤務するわけありますから、当然ある程度負担がかかるのかなというふうに思うんですけれども、そういう点も踏まえてこの辺はどのように調整をするお考えがあるのか。あわせてお聞きしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（小森幸雄君） 総務部長大森 勝君。

○総務部長（大森 勝君） この派遣関係の事務的な支障があるかどうかという判断等については、基本的には申請がされれば、先ほど3つの条件を言っておりますけれども、公務員の服務義務に反するような活動ではないこととか、目的、活動、安全が確保できるというようなことがあれば、基本的には申請によって認めるというのが運用上の原則というふうに考えております。

次に、今までこういう事例があったのかということでございますが、これら等については当市においては例はございません。

大学の年数については、当然大学については4年というふうになるわけですけれども、その後の大学の専門課程とかそういうものを修めるというときに認めるというものでございまして、大学を4年出るからという基本的な考え方ではございませんので、ご理解をいただきたいと思っております。

再度の延長関係でございますが、これら等については延長の回数等についても法的には全く

制限がございません。再度ということもできるわけございまして、基本的には条例上は延長については1回だけというふうに書いてありますけれども、これらの運用等については2回、3回ということになりますと、やはり職務に影響するということが非常に考えられますので、基本的には1回の運用ということでさせていただきたいと考えております。

次に、奨学資金等の関係でございます。これら等については基本的には奨学資金の対象にはならないのかなというふうに思っております。

第9条関係の職務に復帰した場合の調整関係でございます。これら等については、現在も50%を見るとかそういう運用はしております。実際的にはこの関係等についてはこれから運用をするわけございまして、100分の100を見ますよということになりますと、直接の職務関係等に関係するもの、例えば農業関係ですと農業関係の専門の大学に行って研修をするとか、そういう場合については100分の100を換算をするというような運用になってくると思っております。

以上です。

○議長（小森幸雄君） 16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） 大学に入学して卒業するということを目的としたものではない。専門的な知識を得るために専門的な大学等の研修を受けるということを目的とするものだという理解でいいんですね。

それと最後の第9条関係ですけれども、最後にお話になりましたんですが、専門的な知識を有するというのは、例えば農業問題で言えば、経済環境部あるいは農政課等の中でこの知識が必要だというふうになって、それじゃあこの職場から派遣しようということで該当になるのか。自己啓発するんだから、いや、これは私が必要だと思います。私はこの学校に行って勉強してきますから、この期間休業扱いにさせてくださいというようなことで、これは農業に限ったことではありませんが、あらゆる分野に言えるんですけれども、その辺、自己啓発という観点と職務上必要なというのは非常に矛盾しまして、その辺はどんなふうに整合性を考えておられるのか。自分で必要だと思うことと、職務上研さんが必要だというものには合理性もあるだろうし、矛盾もあるだろうというふうに思うんですけれども、その辺はどのような調整をされるのかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（小森幸雄君） 総務部長大森 勝君。

○総務部長（大森 勝君） 当然自己啓発ということになりますと、職務上関係するものも当然その職員からすると自分の知識を高めるということからすれば、職務上必要だと自己啓発のうちに入るというふうにも当然考えられるわけでございます。広い範囲でこの点については解釈をしていく必要があるのかなというふうには思っております。

50%を見るのか100%を見るのかという問題は当然あるわけございまして、これら等については、やはり運用上で解釈をしていかざるを得ないのかなというふうには考えております。先ほど例に申し上げましたように、行政として必要であるというようなことでお願いをして、逆に研修を受けるというのもこの中にも含まれるというふうには考えてございまして、特にこの50%、100%の運用等については当然休んで職務にいないということがありますので、本来であれば、この換算というのは全くゼロになるわけございまして。

しかし、公務員の職員との均衡上等もあるので半分を見るという方法と100%を見てあげする方法があるということで、今回少なくともこれで認められた場合については50%を見てあげますよ。半分を見てあげますよというようなことございまして。

○議長（小森幸雄君） 16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） 第5条の（1）、いわゆる国際協力機構による海外での労力奉仕というか、国際貢献ですね、こういう活動に3年間ということございまして、青年海外協力隊とかさまざまなものがありますけれども、実際に行ってきて、本当はいろいろな経験を学んで実際には多くの現場で役立つわけなんだけれども、先ほどちょっと言いましたように、その人が例えば国内に来て国内の仕事につこうというのには、やはり浦島太郎のような状態になっていて、受け入れる土壌も非常に厳しいような状況にあるというふうには聞いております。

したがって、一般に国や何か特殊なことで国際協力に行ってくれというふうに頼まれて行く場合もあるだろうし、自己啓発ですから自分で手を挙げてここに行ってみたい、この国の地震災害の復興のために尽くしてきたいというようなことでやった場合には、職場から見れば突然行かれちゃったらその仕事には支障が来すわけですね。

その辺も含めて実際3年間とか2年とか行ってきて、帰ってきて、頑張ってきたと言っても、職場にとっては非常に違和感があると私は思うんですね。その辺がちゃんと送り出す土壌や受け入れる土壌があるのかなのか。言葉は国際貢献できれいですけれども、実際には自己啓発という言葉でいくわけですから、その辺が自己啓発なのか任務で行くのかというのか、いくらかかぶっているところはあると思うんですけども、その辺はどんなふう考えているのか。3回目なので最後の質問なので。あらゆる可能性で聞いておりますので、ひとつご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（小森幸雄君） 総務部長大森 勝君。

○総務部長（大森 勝君） 今回の研修関係等については、組織的に、1人が海外に行きますというようなことがあると、当然残った職員に負担がかかるということは間違いないんだろうというふうに思います。しかし、こういう制度ができたということは、やはり行きやすい環境をつくる。今後そういう課題はあるにしても、そういう希望があった場合等については組織

としてはそういう土壌を積極的につくり上げるということは必要だろうというふうに思っております。今までの経験がない分野でございますので、そういう例があった場合については温かく送り出すというような体制づくりはしていきたいというふうに思っております。

○議長（小森幸雄君） 19番滝田志孝君。

○19番（滝田志孝君） 議案第8号について何点か質問させていただきます。

まず2ページにあります承認の取り消し事由ですね。それはわかるんですが、その取り消した場合に何かペナルティー、罰則はあるのかないのか。まずそれが1点であります。

それと今の第9条の件なんですけど、今、同僚議員からいろいろ話があったと思うんですが、現実に何年か延長できるということでそういうこともあるんだということなんですけど、場合によると民間感覚で言いますと、本人の希望で行った。ところが戻ってくるポストがない。もう1年行ってろという話があるのかないのか。逆を言えば、役所のほうから延長しろという話が出てくる可能性があるのかないのか。まずそれが1つですね。

それと、第18条、自己啓発等休業している期間については給与を支給しないということは、そういう点については資金は個人持ちなのかなと。そうしますと、どうしても若い人しか行けないのかなと思うんですね。本来であれば、ある程度勤めて、どうしてもこの部分が必要だろうというような人が行きたくても、妻帯者ですとなかなか行けなくなってしまうという可能性があるのかなと思うんですが、そこら辺の考え方についてお伺いするものであります。

○議長（小森幸雄君） 総務部長大森 勝君。

○総務部長（大森 勝君） 取り消しにおいて罰則があるのかどうかということでございますけれども、基本的には罰則はございません。しかし、公務員としてふさわしくない行動を行った場合等については別の懲戒処分規定等に基づいて処分をされるということはあるというふうに思います。

役所のほうから延長されるのかということでございますけれども、基本的には自己申告ということでございますので、役所のほうからの延長というものは基本的にはないものと思っております。

第18条の給与関係は、基本的にはすべてこれで承認を受けた場合については、給与は支給をしないということになります。そうしますと、当然若い人しか行けないということもあるわけでございますけれども、職務に深くかかわる場合等についてはこれと違う派遣ということもあり得るわけでございますので、直接公務との関係があつてどうしても海外等に協力をすることについては、市に直接関係があるということについては別の方法論ということも考えられるというふうに思っております。

○議長（小森幸雄君） 19番滝田志孝君。

○19番（滝田志孝君） 今の話ですと、罰則はない。役所から延長もないということでもありますから、それほど大きな問題はないのかと思うんですが、やはり最後の資金の件ですね。給与支給をしないということになりますと、今の話のような形になってくる。そうすると、先ほどの話ではありませんが、どうしても必要な場合は自分の意向ではなくて役所から出向で出すというような形も出てくる可能性がある。こういう形になってきますとそういうこともあるのかなと思うんですね。

もう随分前から国とか大学あたりではアメリカとか海外に行って博士号とかそういう専門の分野でとって、そのために行っている人も結構いるんですね。もう何十年も前から、逆を言えば学校の先生をやめてまで行っている人もいるわけなんですけど、今回これは国の方針で条例ができてくるということなんですけれども、この那須烏山市でこういうものができたときに希望者があるのかどうか、今の感覚の問題ですが、その点についても1点お伺いをするものであります。

○議長（小森幸雄君） 総務部長大森 勝君。

○総務部長（大森 勝君） 現時点では希望というものは、条例がまだ制定されておられないので、ないというふうには思っておりますけれども、やはりこのような国際協力関係等については職員の中からも夢を持って貢献をしたいという職員が出てくることを望んでおりますし、環境づくりというものも今後つくっていききたいと考えております。

○議長（小森幸雄君） 19番滝田志孝君。

○19番（滝田志孝君） 最後に1点だけ。資金の話がなかったんですが、給料の話と、もう一つはこの那須烏山市も教育には相当力を入れているわけでありまして、英語特区などを行っているわけでもありますし、そういう点では、これは本人が希望しなくちゃ行けないわけがありますが、そういうものを含めて役所でも検討されてはいかがなものかという提案をして、質問を終わります。

○議長（小森幸雄君） 総務部長大森 勝君。

○総務部長（大森 勝君） この関係等については議会の議決をいただければ、これから職員等についても制度の内容等については説明をしながらPRを図っていききたいというふうに思いますので、ぜひご理解をいただきたいと思います。

○議長（小森幸雄君） 18番樋山隆四郎君。

○18番（樋山隆四郎君） 2、3点質問いたしますが、まず自己啓発というものに条例をつくって制度を設ける。これが根本的に間違っているんですよ。本当に自分を啓発したいとか、自分を磨きたいということであれば、休職なんかしなくたってもともと銭はもらえないんだから、2年間やったって3年間やったって。それはもうみずからがやるもので、こういう条例制

定する趣旨自体が私は理解ができない。

それともう一つは、大学だとどこかへ行って、大学で何をやってくるの。大学のどういうところへ行ってどういうことをやってくるのか。大学というのはどういうことをしているのか、まず認識をしているのかどうか。普通の人が一般の講義を受けたって何百人の大講堂で講義を受けるわけですよ。ゼミになんか入れないんですよ。ちゃんと試験を受けて、その大学に在籍しているということが証明されて、そして初めてゼミの生徒になれるわけでありまして。ただ単に試験も受けなくて、何もしないで行って、講義だけ受けて帰ってくるんだとしたら、その教授の著書を読んだほうが何ぼいいだろうか。

わざわざ休職なんかしなくたって、自分のあいている時間でそれを研究はできるわけでありましてから、わざわざ条例をつくって、自己啓発だって大学に行っていってこい、やれ、国際協力、これ結構いいですよ。しかし、それは任命で行かせるものでみずから行くというものじゃないと思いますよ。

それでなくたって、役場の職員は足りない。ある人は多いと。いろいろな議論があるわけでありましてから、そういうところに、私は3年間休んで国際貢献活動をしますと行ってきて、果たしてそれではこの市に帰ってきたときどういう効果があるのか。

貢献をしたというだけでそれで意義があるといえればそれでやむを得ませんが、こういうふうにして何か自己啓発というのは大学だとかそういうところへ行ってくればいいんじゃないか。実際何をしてきたんだ。本当に研究するのならみずから研究材料は山ほどあるわけでありまして。ですから、みずから研究するのにわざわざこういう条例を制定しなくてもいいのではないかとというのが私の意見であります。ですから、その辺をどういうふうに市は考えているのか、答弁をお願いいたします。

○議長（小森幸雄君） 総務部長大森 勝君。

○総務部長（大森 勝君） 今回のこの条例については、条例をつくらなくてもというようなご意見があったわけでございますけれども、この条例の1つの大きな意義といたすものについては、身分が保有されているということでございます。先ほど3年とか2年というようなことを申し上げましたが、その間については市職員としての身分を保有しているということでございまして、復帰ができるという大きなメリットがあるわけでございます。そういうことから、私は条例の必要性があるのかなというふうに思っております。

そのほかに大学研修関係等も踏まえて、当然この自己啓発等については、みずから行うというのが基本でございまして、高い意識を持ってそういう研修をしたいという意思のあらわれでございますので、これらについてはやはりその職員が能力を上げるために必要だというふうに判断した場合等については、それなりの効果があるのかなというふうに考えております。命令

よりもみずからということが非常に大切なことをございまして、そういう観点からすれば効果があるというふうに考えておりますので、ぜひそういう点についてもご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（小森幸雄君） 18番樋山隆四郎君。

○18番（樋山隆四郎君） これは条例だから別にあつて悪い、なくてどうということはないから、自己啓発だから別に有害でも無害でもないから、別に私は構いませんが、本来ならばこういうものに関しては日本能力開発センターの講義を受けるとか、こういうほうがずっと効果がある。大学へ2年、3年行って何をやってきたんだ。何だかわからない。実際答案を出したとき採点してもらえるんですか。聴講生ですよ。大学に正式に入学したわけでも何でもない。こんなもの国立大学だったらどこだって行けますよ、聴講は無料ですから。

わざわざこういう制度をつくって、休職の間の身分の保証だということだから、それは暇なときに行って聴講するのも結構でしょう。そのときに1年休んで、2年休んで自分でやりたいというのなら、どこの大学がいいかわかりませんが、その大学で本当に職務に関する専門の学問をやっているということは特にこの地方自治に関しては非常に少ない。地方自治に関して講座を持っているところはどこかと言えば、ほとんどの大学がありません。地方自治法などということをやっているのは少ないです。公務員法、こういうもののちゃんとした講座はないです。法学部の1部というところであります。商法であるとか、そういうほんの一部の中なんです。

ですから、まだまだ日本の場合には地方自治に関しては非常に少ないです。東大であれば菅野教授、千葉大であれば大森教授、西尾とかこういう人たちが地方自治の専門家でありますから、今、地方自治に関してはそういう講座は非常に少ない。

ですから、私はだれが行ってどういう勉強をするかわかりませんが、どこの大学のだれのどういう講座を受講したい。こういうことがはっきりわかってやるのなら別ですが、一般的な能力向上、自己啓発というのなら日本能力開発センターの講義を受けたほうがいいと私は考えますが、市のほうはどういう考えを持っているのか。

○議長（小森幸雄君） 総務部長大森 勝君。

○総務部長（大森 勝君） この職員の研修等については、現在も樋山議員が今言われましたように、専門研修等については職務的なこととして職員の研修を行っております。それも非常に大切な分野でございまして、私どものほうとしてはそういう全国的なレベルで研修を行うものについては、職員の希望等があった場合については、積極的に市の研修ということで旅費等の負担をしながら、そういうものについても今後対応してまいりたいと考えております。あくまでも今までの職員の命令的な研修から自己の判断によってできるということで、研修が広がったということも言えるわけでございまして、この点についてはご理解をいただきたいと思ひます。

います。

○議長（小森幸雄君） 18番樋山隆四郎君。

○18番（樋山隆四郎君） 条例制定でありますから、こういう議論をしてもあまり意味がないので、私はこの辺で終わりにしますが、自己啓発ということで職員の方は本気になってやろうというのであれば、こういう方法以外にも自分なりにいろいろな材料を見つけて自己啓発に努めていただきたいと考えるわけであります。答弁は結構であります。

○議長（小森幸雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま上程中の議案第8号 那須烏山市職員の自己啓発休業に関する条例の制定については、所管の常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号については、総務企画常任委員会に付託いたします。

休憩いたします。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時00分

○議長（小森幸雄君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

お諮りいたします。日程第4 議案第11号、日程第5 議案第15号の2議案を一括して議題といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

◎日程第4 議案第11号 那須烏山市奨学金給付条例の制定について

◎日程第5 議案第15号 那須烏山市奨学基金設置及び管理条例の一部改正について

○議長（小森幸雄君） したがって、議案第11号 那須烏山市奨学金給付条例の制定について、議案第15号 那須烏山市奨学基金設置及び管理条例の一部改正についての2議案を一括して議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） ただいま一括上程となりました議案第11号、議案第15号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第11号につきましては、旧烏山学生寮の処分益を那須烏山市奨学基金に積み立てを行い、その運用について国債運用を図ったことによりまして、利子収入が安定的に見込めることとなりました。つきましては、奨学金対象世帯の将来的負担の軽減を図るとともに、経済的理由により就学困難な者に奨学金を給付することにより、有用な人材の育成を図ることを目的に新たな給付制度とするものであります。

議案第15号につきましては、市の奨学金制度の見直しに伴いまして、対象者の拡大等所要の改正を行うものであります。

詳細につきましては、教育次長に説明をさせますので、何とぞ慎重審議をいただきまして可決、ご決定くださいますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（小森幸雄君） 次に、教育次長の補足説明を求めます。

○教育次長（堀江一慰君） 命によりまして、上程になりました議案第11号及び第15号につきまして詳細説明を申し上げたいと思います。

条例の提案の趣旨等につきましては、ただいま市長の提案したとおりでございまして、6月の補正予算におきまして処分益を奨学基金に積み立てております。その積み立てたものを国債運用に図ったことに伴いまして、安定した利子収入が見込めることとなりました。年間で720万円ほどの利子収入ということになります。つきましては、現行奨学金貸与制度の見直しを行いまして、該当者の枠を広げ、広く市民の方々へ利子収入の範囲内におきまして給付制度といたすべく、条例の制定を提案いたすものでございます。

条例をお開きいただきたいと思います。第1条の目的につきましては、教育基本法第4条3項に地方公共団体におきます就学措置の義務というものが規定されておきまして、その条項を引用し、法的に根拠のある施策として明確に規定をいたしました。

第2条でございまして、定義等について規定しておりまして、用語の意義等について規定をいたしたものでございます。第1号の奨学金につきましては、記載のとおり奨学基金の範囲内において給付する学資ということの規定をいたしてございまして、第2号、高等学校等につきましては、学校教育法に規定をいたします学校について定義づけをしているところでございまして、

高等学校等につきましては現存する公立、私立を問わず高等学校というふうにご理解をいただけたと思います。

次の中等教育学校の後期課程、県内にはまだないようでございますが、平成10年に学校教育法の改正がありまして、後期として加えられたものでございまして、前期課程というのが中学校の関係になります。後期課程というのが高等学校ということになりますので、その後期課程について該当させるという定義になってございます。

次に特別支援学校の高等部につきましては、県内、南那須養護学校の高等部関係が該当するというふうに思います。

次に、高等専門学校につきましては、小山工業高等専門学校、修学年限5年でございますが、それらが該当するようなこととなります。専修学校の高等課程、修学年限3年以上ということで規定をしてございまして、修学年限3年以上かつ総授業時間数が2,590時間以上ということで、文部科学大臣の指定を受けた学科の修了者については、大学の入学資格が得られる学科でございます。県内におきましては、国際情報ビジネス専門学校、工業高等課程情報技術科ほか11科等があるようでございます。今までの高等学校ということで定義づけをするものでございます。

第3号につきましては、短期大学等についてございまして、やはり学校教育法に規定されております。短期大学というのはご理解をされているというふうに思います。専修学校の専門課程、修学年限が2年以上でございまして、県内におきましては県立衛生福祉大学校、国際情報ビジネス専門学校等の専門学校というものがここに該当するというところでございます。

第4号につきましては、大学を規定してございまして、学校教育法に規定されております大学、短期大学を除くと定義をするものでございます。

次に、第2項におきまして上記各号以外の教育施設、考えられるものとしましては高等産業技術学校、いわゆる職業訓練校、それと栃木県農業大学校、修学年限は2年だと思います。それと、栃木県産業技術大学校、修学年限がやはり2年、等に就学した場合、例外規定により認めることができるというふうにご規定をするものでございます。

次に、第3条、教育委員会の委任関係でございます。本来、市長部局の権限等でございますが、奨学金の給付に関する事務を教育委員会に委任するという規定でございます。

第4条、奨学金の給付の対象につきましては、給付できる対象要件、資格要件等について規定をしてございます。第1号につきましては、条例第2条に規定する学校、高校、短大、大学というふうにご理解をいただきたいと思っております。

次に、第2号で居住要件等を規定してございまして、本人または扶養者の市内居住をする者、ただし書き以下の適用関係につきましては考えられるものとしまして、1つとして本人の生計

ます。なお、当然新規以外の在学者に関しまして、年度末に在学の証明あるいは成績証明等をつけてうちのほうに申請をさせていただくということを考えてございます。

第4号、第5号関係につきましては記述のとおりでございますので省略をさせていただきまして、必要に応じて選考委員会等で停止あるいは廃止、取り消し関係については事案等が出た場合には検討することになろうかと思います。

第10条関係でございます。奨学金の返還の関係でございまして、第9条で欠格事項等に該当いたしまして取り消された場合等、既に給付を受けていた奨学金等につきましては、全部または一部の返還をしていただくというような規定でございます。

次に、委任につきましては申し上げておりますように、教育委員会規則で再度申請書等詳細につきましては規則で定めまして、その規則に委任をするという内容でございます。

附則でございます。この条例につきましては平成20年4月1日から施行するというところでございます。2項におきまして、現行の奨学資金の貸与条例というものがございまして。それにつきましては廃止をいたしたいということでございます。3項につきましては、条例の施行日までに廃止前の貸与条例、現在の貸与条例により貸与を受け、また貸与を受けることが決定された奨学金の貸与及び返還が生じてまいりますので、それにつきましては従前の例により卒業後も償還の義務があるという内容でございまして、現在、平成18年度奨学生1名、平成19年度奨学生3名、計4名が該当いたします。

続きまして、議案第15号 那須烏山市奨学基金設置及び管理条例の一部改正につきまして説明を申し上げます。

この条例につきましては自治法の規定に基づいて設置されている条例でございまして、見直しをいたしました結果、本設置条例につきましては貸与を前提とした条例でございました。今回の給付に合わせまして見直しが必要となりまして、給付に合わせた設置条例の改正をするものでございまして、運用益等の果実関係の処理等について、ほかの市にはたくさんの基金条例がございまして、そういうものに合わせた改正を行うものでございます。

最初に第2条の改正の部分でございますが、設置について規定をしてございまして、今まで高等学校の教育費というふうになってございましたが、今回の枠を拡大したということもございまして、議案第11号で提案をいたしました短大、大学というのを枠を広げたこと等によりまして、那須烏山市奨学基金給付条例に規定する奨学金の給付の財源に充てるということで、本設置条例は設置をするものでございます。

次に、第3条でございます。第3条につきましては積み立てにつきまして規定をしてございまして、奨学金として寄付されたということになってございましたが、他の基金条例同様、毎年度予算で定めるというふうに変更するものでございます。

次に、第5条関係ですが、運用益の益金の処理ということでございまして、今回の貸与条例のものでございますので、給付条例におきましては償還等が伴わないということもございまして、見出しを運用益金の処理というふうに改めまして、本文におきましてもほかの基金条例関係と同じように一般会計歳入歳出予算に計上し、当該年度奨学金の給付に充当し、またはこの基金に繰り入れるものとするというような内容に改めるものでございます。

第6条関係、振りかえの運用の関係でございます。これにつきましても、貸与に関する条文でございました。財政上必要があると認めるときは、確実な繰り戻しの方法、期間及び利率を定め、改める内容のものでございます。

附則といたしましては、この条例につきましても平成20年4月1日から施行ということで規定をいたすものでございます。

以上で、議案第11号及び議案第15号の詳細説明を終わります。ご審議方よろしくお願いをいたします。

○議長（小森幸雄君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

1番松本勝栄君。

○1番（松本勝栄君） ただいま説明がありました奨学基金の給付条例なんですけど、まず目的、能力があるにもかかわらず、経済的事由によって就学困難な者に奨学金を給付するということなんですけど、この中で第7条の（1）、（2）、年額10万円もしくは年額20万円、この程度で奨学金と言えるのかどうか。今回のこの条例案は学生寮の利子が720万円程度余る。それを平成20年度から使いたいということなんですけど、今言ったように、金額的には非常に少ないということですので、どちらかというとはらまきではないかと私は思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小森幸雄君） 教育次長堀江一慰君。

○教育次長（堀江一慰君） そういうご指摘もあろうかというふうに思いますが、基本的には説明しましたように、広く市民の就学を志す者に多く該当させようということでございまして、年間720万円になりますのは4年後、高校生3年、大学4年という形になりますので、平成23年から720万円がおおむね奨学生の対象という形になります。現在、そういったものでシミュレーションを想定しておりまして、平成20年度当初は14名、高校生4名、短大5名、大学5名ということで280万円程度の数字になるのかなというふうに思っております。冒頭申し上げましたように、広く市民の方、それぞれ現在高校の進学率も96%というようなお話も聞いております。

大学と専門学校、短大等も含めると、そちらのほうは約7割の方が県内の高校からはその

上のほうの学校に行っているというような実情もありまして、執行部側といたしましては広くといいますか、10万円、20万円という数字的なものを年額で支給という形に制定をさせていただきたいということで提案をいたしました。

○議長（小森幸雄君） 1番松本勝栄君

○1番（松本勝栄君） 現在奨学金制度を利用されている方が計4名であるということから見ても、非常にこれは少ない数字なんですね。したがって、この制度を設けた場合もこれは返すことがないということで手が挙がる可能性はありますが、先ほど申しましたように教育の場として使うのであれば、もう1項、2項検討余地があるのではないかと私は思うんですね。ぜひその辺で現在の利用されている方も実際計4名だと。

これは今回の案というのは給付型ですから返すことがないということでは、非常に手が挙がる可能性がありますよね。ただ、奨学金として本当にこの10万円、20万円が奨学金なのかという、決して奨学金と言えるようなものではないと思うんですね。当市においては財政事情も非常に苦しいところもあります。したがって、この利用については教育の場に使うにしても、私は再検討をお願いしたいと思っております。答えは結構です。

○議長（小森幸雄君） 17番中山五男君。

○17番（中山五男君） この条例制定後の運用につきましては、教育委員会に委任をするということになっておりますので、教育長に2点ほどお伺いしたいと思います。

まず1点目ですが、この条例の制定にあたって教育委員会の会議の中で、この条例のことを議題として諮られたのでしょうか。諮られたとするならそこでどのような意見があったか、まず1点、それをお伺いしたいと思います。

もう1点ですが、先ほどの次長の説明によりますと1年間の利息が700万円だそうであります。仮にこの720万円全額を子供たちに給付した場合、計算してみましたが例としまして、高校で24名、大学生24人合わせて48名でちょうど1年間の利息720万円になるのではないかと思います、割り算しますと。それで、現在の奨学基金貸与条例の中でもわずか高校生4名しか該当していないという中で、今言いましたように該当者が少ない中で今回の条例制定に意味があるのか。多額の利息がこれからもどんどん積み重なっていくような気がするんですが、この辺のところを教育長としていかなる考えをお持ちかお伺いします。

以上です。

○議長（小森幸雄君） 教育長池澤 進君。

○教育長（池澤 進君） 2点私のほうにお尋ねになられておりますので、逐次ご説明を申し上げます。

1点目についてですが、教育委員会でのこの条例について検討されたのかということでござい

ますが、正確な記述は最後のところはよく記憶しております。30日の教育委員会で最後の検討をいたしました。また、その以前には教育委員会は定例ですから20日前後になっているかと思いますが、その中で検討をさせていただきまして、今回のこの趣旨についてはいろいろなご意見もちょうだいいたしました。最終的にこの条例についてご理解いただきました。それぞれの委員さん方はいろいろな考え方を持っておりましたが、十分にご意見をちょうだいしながら、集約をし、最終的に30日には再度確認という意味で協議をし、ご理解をいただいたところでございます。

2つ目でございますが、人数については先ほど教育次長のほうからこれからのシミュレーションについて説明があったとおり、スタートから大きな数でなくて最大大学生の4年生が4年後には頂点になるわけですが、そのところで今回の果実720万円の中で有効に運用できる人数をよく検証した結果、スタートの時点ではここからスタートするのが本体を傷つけずに果実部分で運用できる最適なシミュレーションということで提言をさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（小森幸雄君） 17番中山五男君。

○17番（中山五男君） 教育委員会の中でもさまざまな意見交換をしたようではありますが、今までの貸与から今度は給付、ただでやるよということになるわけなんです。この辺のところについて教育委員さんには何か異論が出なかったのでしょうか。我々議会の中でもこれでいかなものかというような意見もちらほら耳にしておりますので、もう一度この辺のところをお伺いします。

○議長（小森幸雄君） 教育次長堀江一慰君。

○教育次長（堀江一慰君） 教育長のほうから教育委員会の提案関係につきましては、条例の前に今後の奨学基金の中身で数字的に720万円ほどの国債運用で利子が入りますということの説明をしながら、貸与あるいは給付という形で検討させていただきました。そういったご質問等が出たのかというようなお話でございますが、まず第1点目としましては、償還事務関係におきまして、後年度、例えば4年後とか今の数字等でいきますと中山議員は計算して48名という話をされたと思うんですが、私のほうの資料は4年後は42名で720万円というようなことで、数字的には考えてございます。

なお、今お話が出ましたが、貸与になりますと4年後、1年経過で今の貸与制度ですと1年経過をしまして高校の場合ですと9年で返してもらおうという形になっております。ですから、その部分等におきまして教育委員会事務局のほうで、そういった後年度に償還事務の負担が出てくるというのが1点あるかというふうに思います。

数値的なもの、先ほど松本議員からもご指摘をいただきましたが、やはり少子化の1つの目玉でもあろうかというふうに思ひまして、今回枠を広げた提案にさせていただいているということをごさいます、この処分益等につきましては、旧烏山時代に先人の残した資産でございまして、そういうものにつきまして、新市になりましたが、土地を提供されたご子息の方等がいるわけでごさいます、その方等において教育資金としまして処分していいという内容的なもので今回6月に予算化をさせていただいたというのが大きな理由かと思ひます。

就学を志す者に対しまして、貸与がいいのか給付がいいのか、いろいろご議論があろうかというふうには思っておりますが、現時点でやはりその720万円の果実を幅広く市民の方等にご利用いただいて、有能な人材が少しでも地元のほうに貢献できるような人材の育成について考えて、今回の提案となったところでありますので、ご理解を賜ればと思ひます。

以上です。

○議長（小森幸雄君） 17番中山五男君。

○17番（中山五男君） ただいまの次長の答弁は次長の考えを私に答弁として言ったままでして、私の2回目の質問は教育委員さんの考えの中に、貸与から給付に今度変えたことで、何か異論がなかったのかということです。そのことについてお伺ひします。

○議長（小森幸雄君） 教育次長堀江一慰君。

○教育次長（堀江一慰君） 特別に異論はございませんでした。

以上です。

○議長（小森幸雄君） 14番水上正治君。

○14番（水上正治君） 1点確認したいんですが、この奨学金、広く多くの方という趣旨ですから、本当に額はわずかであります。目的にありますように、経済的理由云々というふうにありますけれども、既に規則の中でどのくらいの所得を想定しているのか。その数字が出ておりましたらちょっとお聞かせいただきたいと思ひます。

○議長（小森幸雄君） 教育次長堀江一慰君。

○教育次長（堀江一慰君） 高校生等におきましては、現在、貸与と同じように世帯全員の考え方でございまして、高校におきましては市民税等が均等割課税以下等で考えてございまして、大学と短大等におきましては、世帯の合計所得金額、所得に換算をいたしまして300万円以下、それと市民税関係で10万円以下というようなことで、どちらかに該当すればいいでしょうというようなことで、現在試算はしております。これにつきましては、後で選考委員会等に提案をしながら数値的なものを構築をしながら、その所得制限等については検討する部分があるかというふうには思ひますが、現在の考え方としてはそのような内容でございまして。

以上です。

○議長（小森幸雄君） 14番水上正治君。

○14番（水上正治君） 今数字をお聞きしましたがけれども、こういう中で10万円、20万円という金額ですから非常に大変だと思いますけれども、ただ、逆に、私は、僕は市から多少の援助を受けたというふうな精神面の心意気というのが有効に働くのかなというふうに思いますので、そこら辺の意識の高揚を図ってもらうような施策にもっていただければというふうに要望して終わります。

○議長（小森幸雄君） 18番樋山隆四郎君。

○18番（樋山隆四郎君） まず最初に、先ほどの自己啓発第9条に関する私の質問は、議長にお願いをいたしますが、すべて削除をお願いいたします。大変失礼をいたしました。私、総務常任委員長ということで、これは総括質問の中ではできるだけやらないようにという約定がありますので、それに基づきまして私は全文を削除していただきたいと思います。どうぞよろしくお取り計らいのほうをお願いいたします。

それでは質疑に入ります。まず第1に、この奨学資金制度条例の改正、先ほど中山議員からもなぜ貸与から給付に変わったのかということですが、この基金となるものは公有財産である。いかに篤志家が取得して、市が所有をして、売却をして基金として積み立てて、その運用益を経済的困窮者あるいは向学心に燃えている人に給付をしよう。その給付に問題があるわけでありまして。公有財産を個々の個人にあげていいものか。これが団体であるとか、こういうものであればわかりますが、これはあくまでも補助金、返還の必要のないものです。こういうものに市有財産を使っていいのか。ここに大きな問題点がある。

公有財産はもしかしたら何かの法に触れないのかどうか。個人にあげるわけですから、普通の奨学資金というのは必ず返還の義務があるわけでありまして。経済的困窮者といいますが、経済的困窮者、果たして5人でいいのか。大学へ行く人5人、専門学校に行く人5人でいいのか、高校生5人でいいのか。こういう問題もあるわけでありまして。私だって経済的に困窮しているんだから、それなら市だってくれたっていいのではないか。何でだめなんだと。

これは経済的困窮者というのが条件であります。ですから、これを公有財産、公金を個人に返還の義務なしで貸したというのならわかります。それで、返還した分は基金を増額して行って、より多くの人に貸与をやっていく。こういう趣旨ならわかりますが、これをすべて給付という形で返還の義務がない。公金を個々の個人にこういうふうに使っていいのかどうか。これは法に触れないのかどうか。その辺もひとつお願いいたします。

それと、この問題で一番重要なものは、執行部あるいはこの条例をつくったときに各高校に確認をしたんですか。どのぐらいの人が今困っていて、どういうふうはこの資金を使ったらいいのか。今、720万円近くの運用益がありますが、これを奨学資金として使いたいといった

とき、烏山女子高等学校、烏山高等学校に担当者がいるわけでありますから、その人に今どのぐらいの利用者がいるんですか。どのぐらいその対象から外れてしまったんですか。その救済措置はあるんですか。こういうものを確認をしたかどうか。

それともう一つ、この奨学資金の使い道というものを提案するならば、私はこれは地域の教育力アップ、市が担っている教育部分というのは小中学校の義務教育であります。この義務教育の地域教育力アップのために、この資金を使うんだというのならわかりますが、4年後に720万円というものを今、こういうふうな条例をつくって施行したならば、2年や3年でやめるわけにはいかないわけであります。

ですから、4年後720万円、10年たったら7,200万円、こういうものを地域教育力アップのために使うのならわかります。しかし、ただ個々の個人に返還義務もない、ただやる。こういうことでは納得がいきません。ですから、公金を使うのに個人にあげていいのかという質問になってきたわけであります。ですから、3点をひとつよろしく願いいたします。

○議長（小森幸雄君） 教育次長堀江一慰君。

○教育次長（堀江一慰君） 市の給付条例を制定して個人に給付はというようなご質問だと思います。以前の話をして申しわけございませんが、旧烏山におきましても給付という形をとらせていただいていたので、それらも含めてほかにすすく育て給付金ですか、そういう形のものもあったと思いますので、この条例を制定して市の財源に投下するのは可能だと思っております。ですから、条例を制定させていただいた。

2番目のどのぐらいの高校に確認したかというようなご指摘でございますが、実は奨学金の貸与と奨学金の給付というのは市の教育委員会のほうで平野奨学生というのがあるのを多分ご存じだと思います。これにかかわる事務にも携わっておりまして、これは公益法人として信託銀行に預託をしておりますが、それにつきましても現在利子等が少なくなっておりますので、元本を崩しながら、昨年度ですと3名の高校生に10万円ずつ給付をしてきているというのが実態でございます。今回、大学等に幅を広げたのに裏づけとして高等学校の対象の人員的な把握はしたのかというようなご指摘でございますが、率直に申し上げましてしておりませんが、ほかの県内の奨学金の貸与関係も含めて調査というか実例等があるのは事実でありまして、たしかに現在の高校生の7割が大学あるいは短大、専門学校等へ行くということから考えますと、給付という形になりますので、申し込みがあるのかなというふうには思っております。ご指摘の学校への調査等はしてございません。

3番目につきましては、教育長のほうで答弁していただくということでございますので、よろしく申し上げます。

○議長（小森幸雄君） 教育長池澤 進君。

○教育長（池澤 進君） 3点目の奨学資金の活用以外に、今回の果実の使い方、新しい教育理論に対する炯眼の高さに敬服するわけでございます。1つは、樋山議員がおっしゃるとおり、11校の子供たちの基礎、基本の学力を一斉にボトムアップさせるという考え方、私どもも今、市の施策としても小学1年生の20人以上の学級については学習補助員をつけたり、あるいは県の教員を配当していただいたり、ときには理解の遅い子供については生活補助員をつけたり、そして今、樋山議員がおっしゃったように11校の子供たちの基礎、基本の学力を一斉にボトムアップさせるという施策もとってございます。

今回、私どもがとった奨学資金の給付については、基礎、基本の現在の小学校6年、そこへ中学校3年積み上げて15の春、こここのところで何らかの家庭のご事情の結果、涙を飲まなくちゃならないというような子供が最近の経済事情の影響等で考えられる。あるいはさらに高等学校3年、授業あるいは教育を積んで18の高等学校を卒業するときの自分の自己実現につまづくような子供たちがいたときに、私どもの市で支援をする。

この私どもの市の給付条例のハードルは結構厳しゅうございます。しっかりした家庭調査と学力の調査、品性、品格の調査をいたします。したがって、この給付条例が対象になる優秀な子供たちは日本育英資金の対象にはなるはずでございます。したがって、日本育英資金と本市の奨学資金の給付がなされれば、子供たちの自己実現に本市が大きく寄与するということになるのではないかと考えてございます。

以上でございます。

○議長（小森幸雄君） 教育次長堀江一慰君。

○教育次長（堀江一慰君） 1点目について答弁漏れの的なものがあったと思いますので、答弁させていただきたいと思います。

まず、基金設置条例関係につきましても今回一部改正をさせていただいております。その中で一般会計予算に計上いたしまして、当該年度の奨学基金に給付、充当するというようなことで、この基金の運用から生じる収益関係、国債での利子運用につきましても一般会計のほうの予算に入れまして、そちらのほうから給付をするという形になろうかと思います。

○議長（小森幸雄君） 18番樋山隆四郎君。

○18番（樋山隆四郎君） 今、次長のほうから答弁がありましたが、すくすく育て給付金であるとか、いろいろな給付金の補助があるというふうな答弁がありましたが、これはだれとだれと言っているんじゃないんです。生まれた子供なんです。あるいは今の補助のあり方にしても、行政がやっているのはだれとだれに補助をやるけれども、この人とこの人に補助をやりませんということをやっていないんですよ。だから私は問題にしているんです。

この奨学資金はだれとだれと決めるんですよ。困っている人全部にやるというのならわかり

ます。だから、これは違法性があるんじゃないかと言っているんです。この問題に関して今の補助金、こういうふうになっているのがありますか。紙おむつ支給、補助金出します。申請してください。あなた、だめです。そういうことじゃないでしょう。だから、この問題はちょっと答弁がおかしいと私は言うんですが、その辺をどういうふうの説明するのか。

それともう一つ、現状を把握していない。使う人のところへ聞きにいかなくて勝手に法律つくってどうするんですか。あなた、かゆいところどこだと聞くのに、頭から頭かゆいんだろ。ここをかいたって全然解消にならないでしょう。ここがかゆいんだ。だから、ここをかきましよう。どこが不足しているんですかと言ったら、今の場合は烏山女子高等学校と烏山高等学校、ほかの学校もあるでしょうが、主にここが利用するわけであります。

烏山高等学校では大体35人から36人の、今、育英会と言いましたが、これは今法律が変わりまして独立法人の日本学生支援機構と名前が変わっています。これは独立行政法人です。ですから、ここは今度は取り立ては厳しいです。こういう中で、これは学校の推奨がある者ということで、学校にすべて支援機構が申し込みを一任しているわけであります。ですから、奨学資金担当という1つの部署があって、先生がそこについているわけであります。そして、学校から進学したいという人に応募をするわけであります。その中で申し込んできたのが、この中に第1種と第2種とありまして、第1種というのは利息がないんです。それから有利子と言って第2種は利息がありまして、これは利息は3%以内、卒業後返すのに3%以内と決められております。

その申し込みは第1種の場合には35、6人しかいないんだ。その採用状況はどうかと聞いたら、支援機構は30名採用してくれているんですよ。なぜ5名漏れたかといいますと、この5名は経済的理由、所得が多過ぎてだめなんですよ。低過ぎじゃないんですよ。所得が多過ぎてだめ。この5人はどういうふうな措置をとったかといいますと、有利子でどうだ。第2種の有利子、この利子のほうでやったら全員合格。

ですから、高等学校はもう既に経済的困窮者は全部救っているんですよ。そういうところにこの奨学資金制度などというものをつくって、意味のないとは言いませんが、もらったことにはこしたことはないでしょう。しかし、返還の義務がないというのに問題があるわけです、公有財産ですから。こういうものを果たして制度化していいのか。

では烏山女子高等学校はどうなんだ。20人申し込みました。しかし、この20人は第1種のほうは全部だめでした。第2種、利息つきの場合は全員合格です。全員採用になっています。第2種のほうはどういうことかという、利便性があるかという、これは月額3万円、5万円、そして8万円、10万円と選択ができるんです。月額幾らもらいたいという場合には、第2種の利子つきの場合には3万円、5万円、8万円、10万円もらえる制度になっている。で

すから、こっちを選んだんだという担当者の説明であります。

ですから、これほど充実している。一時金が欲しいという場合には、各銀行に、ある銀行、金融機関、信用組合、全部500万円ぐらいまでの融資が可能であります。銀行の場合は所得制限があります。それは400万円以上。しかしこの支援機構の場合には所得制限は下なんです。100万円でもいいわけです。

ですから、こういう制度で申し込みをしている人が大半が救われている中で、どうしてこの条例を今制定するんだ。条例を制定するということはやめることを考えなくちゃいけない。何で去年までもらえたのに、おれはもらえないんだ、今度。それこそまたやめるときが大変なわけであります。

ですから、私は制定をするときはやめることを考えて制定しろと言っているんです。しかも、これは一般財源ではないですが、基金ではあってもこれは市の財源でありますから、これを有効に使うということを考えれば、どこに使うかわかるでしょう。市が背負っている義務教育の教育力アップ、これだったらだれも文句は言わない。

ですから、国民金融公庫もそうですからね。所得の制限があるんですから。719万円以上はだめだと。それはこういう金融機関を使ってはだめだ。そのかわり200万円無担保無保証です。そういういい制度がもう既にあるわけであります。そこにまたこういう、私はむだ遣いとは言わないですが、むだ遣いに近い。こういうものを制度化していいものか。だから、私は議会としてのチェック機能を果たすために、今こういう質問をしているわけでありますから、しっかりした答弁を次長、お願いいたします。

○議長（小森幸雄君） 教育次長堀江一慰君。

○教育次長（堀江一慰君） ご指摘の部分でございまして、資格要件関係、所得の関係等については選考委員会というのが今後規則で出てまいりますので、ご指摘の先ほどちょっと答弁した部分もあろうかというふうに思います。そういうものの中で十分に精査をしながら、今回提案をしたものについて給付をしていきたいというのが私どもの考え方でございます。

なお、ご指摘の部分、十二分に私も調査をしていなかった部分についてはお認めするわけですが、例えば高校が終わりまして大学に行っても、大学のほうでの融資制度というものも多々あるというふうに思っておりますし、そこでもやはり所得制限等も含めた基準というものに合わせて対処しているというのが実態かなというふうに思います。

ご指摘の市有の財源、広く云々という表現の仕方はちょっとまずかったかなというふうには思いますが、基本的にはそういった応募者の中から資格要件に該当する者について給付をしていきたいということでございます。

○議長（小森幸雄君） 総務部長大森 勝君。

○総務部長（大森 勝君） この条例関係等について違法性があるかどうかというのもやはり大きな問題の1つになるのだらうと思っております。今回の基金条例関係、支給関係条例等については、法律等に違反すれば当然無効ということになるわけでございます。この観点から考えますと、こういう条例をつくるということになりますと、均衡上の問題、公平上の問題というものは当然あるわけでございます。そういう観点から考えますと、これら等についてはそういう問題があるということから、今回条例の制定ということで議会の皆さんのご意見等を伺いながら、これを設置をしていくということで考えているわけございまして、これら等については私は法律に違反しているということはありません。ということではございません。

○議長（小森幸雄君） 18番樋山隆四郎君。

○18番（樋山隆四郎君） 今、総務部長のほうから改めて答弁がありました。これは条例に制定すれば違法性はないんだ。それはわかります。ただ、この条例制定に関して先ほど次長が言ったように、各大学でも奨学資金があるんだとか、そっちのほうを使えばいいんじゃないかということを行っているわけでしょう。そうだったら、この条例は必要ないんじゃないですか。なぜこういう条例を、しかも返還の義務がないということに問題がある。

ただ、その大学にある奨学資金とか何とかいったって、これは経済的理由なんていうものが主にはなりません。すべてが成績です、貸与の場合は。成績抜群という人間にだけしか貸与をしていないんです。給付なんかしないんです。みんな返還義務があるんです。返還義務のない奨学資金なんていうのは聞いたことがありません。これはあくまでもくれてやるということですよ。しかも、これは公金ですからね。いかに運用資金とは言ったって公金ですから、これを個人個人にくれてやる。いろいろな条件があるとか、期待をするとかと言ったって、本質はこれはどういうことかと言ったら、これはくれてやることなんですよ。

財源がとにかく余っててしょうがないというのなら、使い道がないというのならいいですよ。片方では銭がないと言って大騒ぎしている。ただ、これは一般財源に使うのではなくて、教育を目標に使え。だから、市が担っている義務教育の課程において、この課程の地域の教育力アップに使うのなら私は大賛成だと言っているのはここなんです、ポイントは。同じ金を使うのでも、720万円に利ざやをどう使うか。何人かの人にくれてやるのか、毎年毎年。そしてそれは期待していますというだけの話です。それだったならば、私は地域の教育というものにこの金を使ったなら、私は市の責任は果たせると思います。それが市の義務だというふうに考えますが、この辺のところはどういうふうに市長は考えているのか。最後の質問でありますから、答弁を求めます。

○議長（小森幸雄君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 今、ご指摘の問題でございますけれども、地域の教育力というよう

な崇高なご質問をいただいておりますけれども、奨学資金条例はあくまでも那須烏山市独自の給付条例、これが原則であります。それも極めて運用上において厳正かつこの利ぎやの以内でもって厳しい選考委員会を設けることにしておりますので、これはだれでもかれでも給付をするということではないことはご理解をいただきたいと思っております。しかも、それで向学心があり将来有望、そして勉強意欲がある。そして世帯によってこの所得制限を設けておりますことから、そういった10万円、20万円、されど10万円、20万円の金額でありますから、この那須烏山市の財政の身の丈に合った給付条例だにご理解をいただきたい。したがって、給付になりますから、貸与でないために、子供たちは一生懸命勉強して、この条例の選考の対象者になるんだ。むしろ私はそのような切磋琢磨の精神も一助として生まれるのかなと期待をいたしております。

そのようなことから、那須烏山市独自の給付条例だということを重ねて申し上げまして、答弁とさせていただきます。

○議長（小森幸雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま上程中の議案第11号 那須烏山市奨学金給付条例の制定について、議案第15号 那須烏山市奨学基金設置及び管理条例の一部改正についての2議案を所管の常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号、議案第15号については、文教福祉常任委員会に付託をいたします。休憩いたします。

休憩 午後 0時03分

再開 午後 0時59分

○議長（小森幸雄君） 午前中に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第6 議案第9号 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する

法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（小森幸雄君） 日程第6 議案第9号 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいま上程となりました議案第9号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴う育児のための短時間勤務制度の導入のため、関係条例の整備を行うものであります。

主な内容ですが、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするための環境整備として、職員が職務を完全に離れることなく、長期にわたり仕事と育児の両立が可能となるよう、小学校就学までの期間、育児のための短時間勤務制度を導入するものであります。

詳細につきましては、総務部長に説明をさせますので、何とぞ慎重審議を賜りまして、可決、ご決定賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（小森幸雄君） 総務部長の補足説明を求めます。

総務部長大森 勝君。

○総務部長（大森 勝君） 議案第9号について補足説明を申し上げます。

今回、改正する条例は4つでございます。那須烏山市職員の育児休業に関する条例、那須烏山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例、那須烏山市技能労務職員給与条例、那須烏山市水道事業企業会計職員給与条例の4つでございます。

先ほど市長から育児休業法の改正というご説明があったわけですが、主な改正点につきましては、育児のための時間勤務制度、育児短時間勤務制度が新しく新設をされたこと。育児短時間勤務する職員の後任補充のため、短時間勤務職員については非常勤職員になります。非常勤職員を任用することができるという制度になったこと。部分休業の対象を3歳に満たない子から小学校就学前の子までに拡充されたこと。この3つが主な改正点でございます。

では、改正条文の説明を申し上げますので、1ページをお開きいただきたいと思います。なお、この条文等の改正等は非常に長くなっておりますので、用語の改正、適用条文の改正等については、すべて説明を省略させていただきます。新規条文を主に説明を申し上げますので、

ご理解をいただきたいと思えます。

では最初に1ページの第3条第3号の改正でございます。この改正等につきましては再度の育児休業をすることができる特別の事情といたしまして、育児休業を取得した職員が負傷、疾病等により子を養育することが困難となり、当該育児休業の承認を取り消された後、その状態が回復した場合には再度育児休業を認めるという条文でございます。

第4号関係については、改正前の第3号の表現を改めたものでございます。

次に2ページに移らせていただきます。第8条第2項関係の新しく追加した条文等につきましては、育児休業をした職員の職務復帰後の給料の調整について改正を行ったものでございます。従前は、育児休業した期間の半分に相当する期間を勤務したものとしていたものを、改正後は原則として育児休業した期間のすべてを勤務したものとみなし、復帰後の給料を調整することとしたものでございます。

第9条関係につきましては、育児短時間勤務をすることができない職員について規定したもので、基本的には育児休業することができない職員を規定した第2条と同様であります。非常勤職員や臨時職員、配偶者が育児休業している職員を対象外としたものでございます。

次に3ページの第10条関係につきましては、育児短時間勤務の終了後1年間は条例で定める特別な事情がある場合以外は、再度の育児短時間勤務をすることができないこととなっております。その特別な事情を規定したもので、例といたしましては配偶者が疾病等により入院してしまい、職員が育児短時間勤務をしなければ当該子の養育に著しい障害が生じる場合などを想定いたしております。

次に4ページの第11条でございますが、これについては育児短時間勤務職員の勤務形態を定めたものでございまして、勤務の形態については育児休業法第10条に次の4種類が定められております。1日当たり4時間勤務、週20時間の勤務。1日当たり5時間、週25時間の勤務。週3日で週24時間の勤務。週2日半、週20時間の勤務。これが新しく加えられたものでございます。

第11条の条文で記入してございますのは、先ほど申し上げた通常勤務以外で公務の運営上の事情等により、特別な形態により勤務する必要のある職員、土日が週休日でない勤務形態の職員等につきましては、勤務形態を条例で特に規定したものでございます。なおこの規定については後でご説明を申し上げますが、勤務時間、休日及び休暇等に関する条例、第4条で規定する育児短時間勤務をする職員の週休及び勤務時間の割り振りの規定と対応いたしております。

第12条につきましては、育児短時間勤務の承認及び期間の延長の請求手続きについて規定いたしたものでございます。

次に第13条につきましては、育児短時間勤務の承認の取り消し事由を規定いたしたもので

ございまして、例といたしましては育児短時間勤務をしている職員の配偶者が子を養育することができることとなった場合、これが第1号でございます。諸般の事情により当初承認された育児短時間勤務の内容と異なる内容の勤務形態を職員が請求し、承認された場合において、当初の承認を取り消す場合。これが第3号などと規定をいたしております。

次に、第14条につきましては、育児短時間勤務の承認が失効した場合等において、条例で定めるやむを得ない事情があると認めるときは、その事情が継続している期間、当該育児短時間勤務をしていた職員に引き続き同様の勤務をさせることができることといたしたものでございます。

第1号は併任任用が行われている場合に1人の育児短時間勤務の承認が失効すると、他方の育児短時間勤務をする職員とあわせた両者の定数が1から2に増加することにより、過員を生じてしまう場合。第2号は育児短時間勤務職員の後任補充として採用した任期付短時間勤務職員について、その任期終了前に育児短時間勤務職員が職務に復帰したことにより、当該任期付短時間勤務職員を配置する職がなくなってしまった場合等を想定して規定をいたしたものでございます。

次に、5ページの第15条でございまして、第14条で規定する育児短時間勤務の例による短時間勤務をさせる場合、または当該短時間勤務が終了した場合に、職員に対して書面により通知しなければならないことを規定いたしましたものでございます。

次に、第16条につきましては任期付短時間勤務職員の任期の変更について規定いたしましたものでございまして、第6条で規定する育児休業に伴う任期を定めて採用された職員の取り扱いと同様の規定といたしたものでございます。

次に、第17条につきましては育児短時間勤務をしている職員の給与について、給与条例の特例として規定をいたしたものでございます。

第4条第3項、第5項、第10項については昇給の基準等に関する規定であります。育児短時間勤務職員の給料月額はその職員の属する職務の級及び号級に応じて決定される額に、当該職員の1週間当たりの勤務時間をフルタイムで勤務する職員の1週間当たりの勤務時間で除し得た数を乗じ得た額とすることを規定いたしております。

第10条第2項第2号は通勤手当に関する規定であります。育児短時間勤務による通勤回数が少なくなる職員については、再任用短時間勤務職員の例を踏まえ、通勤手当の減額を行うことを規定いたしております。

第13条第1項は時間外勤務手当に関する規定であります。育児短時間勤務の職員が正規の勤務時間を超えた勤務のうち、その勤務時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が8時間に達するまでの勤務にあつては、勤務1時間当たりの給与額に100分の100

を乗じ得た額を支給することと規定をいたしております。正規の職員の時間外勤務手当より率が低くなっております。

以下第17条関係は期末勤勉手当の基礎額に関する規定でありまして、第4条関係と同様に基礎となる給料月額はその職員の1週間当たりの勤務時間を、フルタイムで勤務する職員の1週間当たりの勤務時間で除し得た数を乗じ得た額とすることを規定いたしましたものでございます。これらについては勤務の時間、日数等に応じて減額をいたすという規定になっております。

次に6ページの第18条でございまして、これについては育児休業法第17条の規定による育児短時間勤務をしていた職員が引き続き同様の短時間勤務をすることとなった場合における給与条例の特例について、前条の育児時間勤務をする職員と同様の取り扱いとすることを規定をいたしております。

第19条につきましては、育児短時間勤務をしている職員の後、補充として採用することができる任期付短時間勤務職員の給与について、給与条例の特例として規定したもので、第17条の育児短時間勤務職員とほぼ同様の取り扱いとなっております。

次に8ページに移らせていただきます。職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例についてでございます。第2条関係については、1週間の勤務時間に関する規定でございまして、第2項は育児短時間勤務職員等に関したものでございます。第4項は任期付短時間勤務職員について規定いたしましたものでございます。

第3条、第4条関係等につきましては、育児短時間勤務職員等の週休日及び勤務時間の割り振りに関する規定であり、先ほど説明いたしました育児短時間勤務をする職員の勤務内容に沿って規定をいたしたものでございます。

次に、9ページの第8条第1項でございまして、育児短時間勤務をする職員等に正規の勤務時間以外の時間における勤務を命ずることができる場合を規定したもので、具体的には宿日直勤務や超過勤務を命ずることを想定いたしましたものでございます。

第12条につきましては、育児短時間勤務職員、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員の年次有給休暇に関する規定であります。その者の勤務時間を考慮し、20を超えない範囲内で定めることと規定をいたしております。具体的には1週間の勤務日数を正規の勤務日数である母で除し得た数を乗じ得た日数を想定をいたしております。

10ページの技能労務職員の給与条例、11ページの水道事業企業職員給与条例の改正の主な改正内容は次のとおりでございます。部分休業の対象を「3歳に満たない子」から「小学校就学の始期に達するまでの子」に拡充されたことに伴う改正、再任用職員において扶養手当と住居手当の規定の適用除外を規定してまいりましたが、それに今回新設された育児短時間勤務職員の後、補充として採用することができる任期付短時間勤務職員を加えたものでございます。

その他所要の改正の整備を行うものでございます。

附則関係等については説明を省略させていただきます。

以上で補足説明を終わります。

○議長（小森幸雄君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、質疑は簡潔にお願い申し上げます。

16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） 地方公務員法の育児休業等に関する法律の一部改正に伴う育児のための短時間勤務制度の導入というものに基づいて条例を制定するということだと思うんですけども、今までの条例の中ではどんな育児休業が実施されていたのか。これは育児休業は認めるということにより、その間は給与は払わないということではないんですか。そして、再任した場合に給与を払うということまで来たんですけども、今回の改正は、その間に育児休業中の短時間勤務職員というのを入れる。育児短時間勤務職員というのは週20時間から24時間という理解でいいんですかね。これは1日8時間労働ということになりますと、約3日以上勤めれば短時間勤務職員というふうになると思うんですよね。これについては給与の支払いはどんなふうになるのか。100分の100になってしまうのか、その辺わかりませんので、ご説明いただきたい。

さらには再任職員となりますと、またこれは通常勤務という形になるのかなというふうに思うんですけども、その辺、今まではどうだったのか。今度の改正によって育児休業職員はどうなるのか。短時間勤務職員の職員として認定される基準は勤務何時間以上という、先ほど私が言った20時間から24時間以上というふうな理解でいいのかどうか。そのときの給与はどういうふうになるのか。再任職員というのはそれとはまた別に、もう1回復帰した場合というふうな理解でいいのかどうか。その場合には当然100の100になるというふうに思うんですけども、その辺、非常に条例の字句にとらわれますと中身が何だかよくわからないので、端的に育児休業法等に関する法律の一部改正に伴う今回の主要な改正点が理解しやすくなるような、もう一度ポイントのご説明をいただきたいというふうに思います。

○議長（小森幸雄君） 総務部長大森 勝君。

○総務部長（大森 勝君） 育児休業職員との今回の関係のご質問でございます。この関係等についてはやはり育児休業等については従前ですと3歳未満ということが、今回学校に上がるまでというお子さんが対象になるということで、同じ運用になってまいります。給料関係等については育児休業並びに今回の条例改正等においては、すべて給料は給しないということになってまいります。しかし、今回については、勤務形態を定めて勤務をするということございまして、先ほど議員からお話がありましたように、4つから選択をできるということになり

ます。先ほども申し上げましたが、1日当たり4時間、週2時間ということになりますと、5日勤務ですね、通常5日勤務でございますので、その場合は4時間を選定することもできますし、5時間を選定することもできるということになります。週3日を選ぶことができます。この週3日等については24時間ということですので、3日の場合については8時間勤務、通常の勤務と同じ勤務になります。週2日半、これについては2日が8時間勤務、そのほかに4時間を選択できるというような勤務でございます。

短時間勤務職員等の勤務の給与関係等については、通常職員は8時間勤務をしておりますので、単純にすれば週4時間ずつずっと勤務をしているということになりますと、給与が半分になるというような考え方でございます。

次に、再任用職員等については、今回長期にわたる職員または時間等においても4時間の勤務ということで、事務的に職員を補充しなければならないということ等もございまして、期限付きの臨時職員、非常勤職員等についても採用ができるということになってまいりました。職員等がそういうことで該当がなければ、現有職員の中で対応してまいりたいというふうには思っておりますけれども、今回非常勤職員としてそういう職員が採用できるということが新たに付け加えられたものでございます。

以上です。

○議長（小森幸雄君） 16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） 大体制度は理解できたんですけど、現在までの育児休業で休んでいる方の現況がどうなっているのかご説明いただきたい。あわせて、育児休業もそうですし、4つの短時間勤務の申請に対する承認はどういうふうなシステムでやられるのか。さらに再任も含めて総務課のほうで人事担当で進められるのか。それぞれの課のほうで対応されるのか。その辺ちょっとお聞かせいただきたいというふうに思うんですけども。

さらには、この臨時職員をどんどん登用することが可能になるということなんですけれども、これはやはり正規職員を減らして臨時職員に変えていくというか。今の世の流れの中で正規社員がどんどん削られまして格差を生む大きな原因にもなっているわけなので、その辺は安易に正規社員をどんどん減らして臨時とかパート採用に仕事を切りかえていくというのは非常に問題があるかなというふうに思うんですけども、その辺はどんなふうに考えているのか、あわせてご答弁をお願いしたいというふうに思います。

○議長（小森幸雄君） 総務部長大森 勝君。

○総務部長（大森 勝君） 現在の育児休業を取っている職員については3名おります。そのほかに現在1名が産休を取っているということで、現在4名の方が取っております。

この申請関係等につきましては、担当課を経由して総務課のほうに申請がされるという手続

きになります。これらに伴う臨時職員の定数の考え方につきましては、職員の定数内で行うというのが原則になっております。そうしますと、正規の職員もカウント1というふうに定数内でカウントをいたします。非常勤の臨時職員についても1をカウントするということになりますと2になってしまいますので、それを1というふうなカウントの仕方で、定数内でこれから運用してまいるといふことをご理解をいただきたいと思っております。

○16番（平塚英教君） 了解。

○議長（小森幸雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第6 議案第9号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第9号については、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第7 議案第10号 学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

○議長（小森幸雄君） 日程第7 議案第10号 学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

○議長（小森幸雄君） 本案について提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいま上程となりました議案第10号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案につきましては、学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴いまして、関係いたします市条例の引用条文等について所要の改正を行うものであります。

詳細につきましては、教育次長に説明をさせますので、何とぞ慎重審議をいただきまして可決、ご決定賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（小森幸雄君） 教育次長堀江一慰君。補足説明を求めます。

○教育次長（堀江一慰君） それでは議案第10号につきまして詳細説明を申し上げたいと思います。

市長の提案のとおり、学校教育法の一部を改正する法律の公布がまだされておりませんが、されることから関係をいたします那須烏山市条例の一部について改正をいたすものでございます。改正の主なものにつきましては、学校教育法に規定されております学校の種類の順序が改正をされまして、市条例で引用しております条例、条項等の改正をいたすものでございます。

条例をお開きいただきたいと思います。第1条の改正につきましては、那須烏山市職員の修学部分休業部分に関する条例の一部改正でございます。この件につきましては、市職員が修学のため部分休業をする場合の教育施設を明記しております。

第2条第3項第2号中「第82条の2」、これは専修学校でございまして、これが「第124条」に改められました。

また、第3号中「第83条」、これは各種学校でございまして、「第134条」に改められたため、改正をいたすものでございます。この修学部分の休業というのは、先ほどの自己啓発の部分とも似たような条例でございまして、公務に関する能力の向上に資するため当該職員が教育施設における修学のため、期間中とありますが2年間ということになっております。1週間の勤務時間の一部について勤務しないことを承認することができるということでございます。1週間を通じて20時間を超えない範囲ということと、30分単位ということでこの修学部分に関する休業の条例は規定をされているところでございます。

次に第2条でございます。那須烏山市立学校施設利用及び使用料条例の一部改正につきましては、ご案内のとおり学校開放施設関係のものでございまして、第1条に第85条、これは学校施設の社会教育への利用という部分が規定されている条項でございまして、このたびこの条項の部分が第137条に改められたため、改正をいたすものでございます。

附則につきましては、本条例の施行日を規定してございまして、先ほど申し上げましたが、学校教育法の一部を改正する法律の施行日、これはまだ12月26日までに政令により施行さ

れるということになっておりまして、本条例の施行日のいずれか遅い日ということで、施行日を規定するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（小森幸雄君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第7 議案第10号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号については、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第8 議案第12号 那須烏山市職員給与条例の一部改正について

○議長（小森幸雄君） 日程第8 議案第12号 那須烏山市職員給与条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいま上程となりました議案第12号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、本年8月8日、内閣と国会に対して国家公務員の給与等について人事院勧告が行われました。国は勧告を受け、一般職の職員の給与に関する法律等の一部改正を行い、法律が平成19年12月1日に施行されたことによりまして、那須烏山市職員給与条例の一部改正を行うものであります。

概要でございますが、行政職給料表の1級から3級までの初任給を中心に、若年層に限定をした改定を行ったこと。2つ目が扶養手当の支給月額を現行の6,000円から6,500円に引き上げたこと。3つ目は勤勉手当の支給月額数を0.05月の加算を行ったことを内容とした一部改正を行うものであります。

詳細につきましては、総務部長に説明させますので、何とぞ慎重審議をいただきまして可決、ご決定賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（小森幸雄君） 総務部長の補足説明を求めます。

総務部長大森 勝君。

○総務部長（大森 勝君） 議案第12号 那須烏山市職員給与条例の一部改正について補足説明を申し上げます。

1ページをお開きいただきたいと存じます。第8条第3項中、6,000円を6,500円に改めましたのは、平成19年人事院勧告により国の一般職員の給与に関する法律が一部改正され、本年12月1日施行され、配偶者を除く扶養手当について500円が引き上げられたことにより、改正を行うものでございます。該当職員数につきましては、一般会計、特別会計、企業会計をあわせると109人が対象となります。年間で増額になる金額等につきましては114万9,000円の増額ということになります。

第9条第3項の改正等については、用語の改正を行ったものでございます。

第17条の4第2項の改正につきましては、第8条関係で申し上げましたように、国の改正に基づき勤勉手当の支給率を0.05月引き上げる改正を行うものでございます。6月期は従前と同じく0.725月とし、12月期を一般職にあっては0.725を0.775、特定幹部職員にあっては0.925を0.975に改め、それぞれ0.05月を引き上げることにいたしましたものでございます。このことから全会計で年間584万4,000円の増ということになります。

別表の改正につきましては、国の改正に伴いまして行政職給料表の改正であります。1級から3級までの一部を改正し、4級から7級につきましては人事院勧告で改正がないことから、現行のままの据え置きということにさせていただいております。1級の改正は最大の引き上げ

額で月2,000円、引き上げ率で1.1%、該当職員数については11名でございます。2級の改正は最大の引き上げ額で月額2,000円、引き上げ率で0.6%、該当職員は19名でございます。3級の改正につきましては最大の引き上げ額で月額1,800円、引き上げ率はこの3級については113号がございまして、そのうち16号までの改正ということになりますので、引き上げ率についてはゼロ%ということになります。なお、那須烏山市の職員の該当職員については、この改正では3級ではゼロ人、該当者はございません。このことから積算をいたしますと、一般会計、特別会計、企業会計合わせて年間で65万6,000円の増額となります。

次に3ページに移らせていただきます。第17条の4第2項の改正につきましては、平成20年度以降に支払われる勤勉手当の支給率の改正でございます。平成19年度の人事院勧告に伴う改正率100分の5を12月支給として改正を行っております。しかし、平成20年度以降につきましては、100分の5を6月期、12月期にそれぞれ100分の2.5をあん分をいたして配分をするというふうに改正を行うものでございます。

施行期日関係等については、扶養手当、行政職給料表の改正関係等については平成19年4月1日から、勤勉手当の支給につきましては、実質本年12月支払いという改正でございますので、12月期の支払いから改正をいたすということにしております。当然この条例等が決定をされれば、職員に対する差額分の支払いということになってまいるわけでございまして、これらにつきましては議会の議決をいただいた後は、12月中には職員に追給ということで支給をしてまいりたいと考えております。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（小森幸雄君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） 議案第12号の市職員給与条例の一部改正についてであります。今回の給与改定につきましては、1級、2級、3級の若年層の給与改定ということにとどまったということで、最大で2,000円ということで全体では65万6,000円増というようなことなんですけれども、ちなみに本市の職員給与の平均額とそれぞれ等級における人数とその中の平均年齢と、先ほど申しました平均給与額、その辺教えていただければと思います。この改正に伴う部分ですね。わからなければ後で行きますから。

以上です。

○議長（小森幸雄君） 総務部長大森 勝君。

○総務部長（大森 勝君） この給与関係等の改正については補正予算に載っております。

23ページを見ていただければ、一般行政職から技能労務職、教育職、看護保健職、税務職という区分けで表示してありますので、ぜひごらんいただきたいと思います。

次に、級別の職員数について申し上げます。7級については5人、6級については18人、5級については26人、4級については87人、3級については144人、2級については21人、1級については11人、トータルで312名でございます。

○議長（小森幸雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） ほかに質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よってこれで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第8 議案第12号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第12号については、原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。日程第9 議案第13号、日程第10 議案第14号の2議案を一括して議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

◎日程第 9 議案第13号 那須烏山市水道事業設置及び経営基本条例の一部改正について

◎日程第10 議案第14号 那須烏山市簡易水道事業設置及び経営基本条例の一部改正について

○議長（小森幸雄君） したがって、議案第13号 那須烏山市水道事業設置及び経営基本条例の一部改正について、議案第14号 那須烏山市簡易水道事業設置及び経営基本条例の一部改正についての2議案を一括議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいま一括上程となりました議案第13号及び議案第14号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第13号につきましては、平野簡易水道の取水ポンプ故障の定期化により維持管理費が増加しております。平野簡易水道の給水区域を那須烏山市水道事業の給水区域に統合し、施設の効率的運用と住民への安定供給を図るための改正であります。

議案第14号につきましては、議案第13号の条例改正に伴う改正で、平野簡易水道の給水区域を那須烏山市水道事業の給水区域に統合するための改正であります。

詳細につきましては、建設部長に補足説明をさせますので、何とぞ慎重審議をいただきまして、可決、ご決定賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（小森幸雄君） 建設部長池尻昭一君。

○建設部長（池尻昭一君） 補足説明を申し上げます。

議案第13号 那須烏山市水道事業設置及び経営基本条例の一部改正についてでございます。平野簡易水道事業の上水道への統合に伴う給水区域の変更で、条例第2条第2項の別表、給水区域の欄中、中山（一部の区域に限る）を中山に、また白久（一部の区域に限る）を白久に、それぞれ括弧書きを削除しまして、地域限定を解除して中山、白久全域を給水区域に改正するものであります。なお、給水人口3万5000人、1日最大給水量1万6,000立方メートルについては現行の中で対応できることから、今回は改正をいたしません。

次に、議案第14号 那須烏山市簡易水道事業設置及び経営基本条例の一部改正についてであります。平野簡易水道の廃止に伴い、条例第2条第2項の別表中、平野簡易水道の項を削る改正でございます。この条例の施行については、議案第13号、議案第14号ともに平成20年4月1日を予定しております。平野簡易水道を廃止して上水道への施設統合するための条例改正でございます。

以上で補足説明を終わります。

○議長（小森幸雄君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） 議案第13号の市水道事業設置及び経営基本条例の一部改正であります。平野簡易水道事業廃止に伴う給水区域の変更ということでございまして、市の上水道のほうにつなぐということだと思えますけれども、現在、平野簡易水道は給水人口は何人なんでしょうか。先ほど上水道につないでも給水人口3万500人の設定は変えないというふうに聞こえたんですけれども、そういうことでいいんですね。そのことをもう一度確認したいということです。

○議長（小森幸雄君） 建設部長池尻昭一君。

○建設部長（池尻昭一君） お答えします。現在の平野簡易水道の受益戸数については中山地区で190人、平野地区で31人、合わせて221人となっております。

以上でございます。

○議長（小森幸雄君） 16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） それを上水道につないでも、上水道のほうの給水人口は変えないということですね。

○議長（小森幸雄君） 建設部長池尻昭一君。

○建設部長（池尻昭一君） はい、そのとおりでございます。

○16番（平塚英教君） わかりました。

○議長（小森幸雄君） 17番中山五男君。

○17番（中山五男君） 4点ほどお伺いします。平野簡易水道というのは中山、白久地区にあるそうなんです。この施設を見たことがないものですからわからないんですが、これはすべて独立した施設だったんでしょうか、井戸から何からですね。これについて1点。

2点目は平野地区の簡易水道を上水道に編入させることによって、年間どのぐらいの経費節減ができるのか、おおよその額がわかりましたらお伺いしたいと思います。経費節減ですね。

それと3点目は、今回編入させるためにそれなりの送水管等の接続等で経費がかかるのではないかと思います。これは今回の予算に見ているんでしょうか。その経費がおおよそわかりましたらお願いしたいと思います。

最後のもう1点は、そうしますと簡易水道としてあと残るのは向田、境、境東、興野、七合の5カ所が残るわけですが、これらについては当分の間、上水道に接続するということは不可能なんでしょうか。

以上、4点についてお伺いします。

○議長（小森幸雄君） 建設部長池尻昭一君。

○建設部長（池尻昭一君） まず1点目の平野簡易水道の施設については、独立して取水が

ら浄水場を持っております施設でございました。

それから、上水道に移行にあたっての経費の節減でございますけれども、具体的に幾らという金額はございませんけれども、今までポンプが通常の施設ですと18年くらいを経過して更新をしているものが、2年前後での更新となってしまうためのポンプの費用が一番大きく経費節減できるのかなと。

それと、平野簡易水道を廃止しても、浄水施設についてはそのまま使用するというので、通常の経費節減にはとどまらないけれども、安定した供給を図るところに主眼が置かれております。

それから、送水管の建設費については予算で計上しておりますけれども、旧南那須の施設から志鳥の中を通りまして平野地区に送水管を設置する費用でございます。

簡易水道については5カ所というお話でしたけれども、七合については既に浄水に包括されておりますので、残るのは向田、境、境東、興野という4簡易水道がございます。これについても緊急時については上水から供給できるようなシステムにはなっておりますけれども、当分の間は簡易水道として残したいという考えを持っております。

以上でございます。

○17番（中山五男君） 了解しました。

○議長（小森幸雄君） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより議案第13号、議案第14号の2議案について討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

これより採決いたします。日程第9 議案第13号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第13号については、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第10 議案第14号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第14号については、原案のとおり可決いたしました。
休憩いたします。

休憩 午後 1時51分

再開 午後 2時03分

○議長（小森幸雄君） 休憩前に引き続き再開いたします。

お諮りいたします。日程第11 議案第16号から日程第18 議案第23号までの指定管理者の指定についての8議案を一括して議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議あり」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしが多いようですので、一括議題といたします。

-
- ◎日程第11 議案第16号 那須烏山市農産物等加工処理施設の指定管理者の指定について
 - ◎日程第12 議案第17号 那須烏山市農業会館の指定管理者の指定について
 - ◎日程第13 議案第18号 那須烏山市八ヶ代コミュニティーセンターの指定管理者の指定について
 - ◎日程第14 議案第19号 那須烏山市市民ふれあい農園・ふれあい交流体験館の指定管理者の指定について
 - ◎日程第15 議案第20号 那須烏山市自然休養村センター他4施設の指定管理者の指定について
 - ◎日程第17 議案第21号 那須烏山市山あげ会館の指定管理者の指定について
 - ◎日程第18 議案第22号 那須烏山市龍門ふるさと民芸館の指定管理者の指定について
 - ◎日程第19 議案第23号 那須烏山市観光物産センター（1階）の指定管理者の指定について

○議長（小森幸雄君） したがって議案第16号 那須烏山市農産物等加工処理施設の指定管理者の指定から、議案第23号 那須烏山市観光物産センター（1階）の指定管理者の指定

までの8議案を一括して議題といたします。

○議長（小森幸雄君） 市長の提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいま一括上程となりました議案第16号から第23号までの指定管理者の指定について、一括して提案理由の説明を申し上げます。

本市では、平成18年9月1日より指定管理者制度を導入しておりますが、8施設につきましては平成20年3月31日でその期間が終了しますことから、今回新たに指定管理者を指定するものであります。

議案第16号から議案第18号までの3議案につきましては、その性質から現在の指定管理者を引き続き指定管理者として指定するものでありまして、議案第19号から議案第23号の5議案につきましては、公募により募集したものでありまして、プロポーザル方式を採用し、指定管理者選定委員会で慎重に審査をし、最も適している団体を指定管理者として指定するものであります。

経過等も含めて詳細につきましては副市長に説明させますので、何とぞ慎重審議の上、可決、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（小森幸雄君） 山口副市長の補足説明を求めます。

副市長山口孝夫君。

○副市長（山口孝夫君） それでは私が指定管理者選定委員会の委員長を務めました関係上、ただいま市長が提案説明いたしました8議案の指定管理者の選定の経過と結果等を私のほうから補足説明を申し上げます。

今回の指定管理者の選定にあたりましては、去る10月18日に第1回目、22日に第2回目の指定管理者選定委員会を開催いたしまして、ここで公募の可否、募集要領、募集方法等の検討を慎重に行いました。そして、この結果、公募をする施設と公募をしないで特別に選定できる合理的な理由があるものは、現在の指定管理者を継続して指定をするという方針を確認いたしました。

公募する施設につきましては、お知らせ版や市のホームページに掲載し、11月1日から20日までの間、公募を行いました。各施設とも複数の応募がありましたが、これを受けまして11月22日に第3回指定管理者選定委員会を開催いたしまして、公募の状況を確認、書類審査を経まして11月26日には各社ごとにプロポーザルを実施いたしました。

選定基準に基づく評価区分としましては、平等安全の確保、施設の効用発揮、経費削減、信頼性、安定性の4区分といたしまして、これらの評価項目は全部で16項目、100点満点で

あります。このプロポーザルの結果を踏まえて、翌27日に第4回目の委員会を開催し、各応募者から指定管理の基本である経費の節減、サービスの向上等に重点を置いて審査検討した結果、評価点が最も高かった団体を選定したわけであります。

それでは、各施設ごとの指定管理者を議案番号順に申し上げます。まず、議案第16号 農産物等加工処理施設であります。これは公募しないで現在の指定管理者である那須南農業協同組合を選定いたしました。その主な理由としましては、当該施設の建設費の3分の1を農協が負担したこと。利用者が市内の住民であって、地域密着型の施設であるということ。現在も指定管理者として市から指定管理料を受けずに良好な運営が行われていることなどでございます。

次に、議案第17号 農業会館、これも公募をしないで現在の指定管理者であります南那須土地改良団体協議会を選定いたしました。その理由は、当該施設の建設費を土地改良団体協議会が負担したこと。利用者は農業者を中心に地域住民であり、地域密着型の施設であること。現在も指定管理者として、市から指定管理料を受けずとも良好な運営が行われていることなどであります。

議案第18号 八ヶ代コミュニティーセンター、この施設は現管理者である八ヶ代コミュニティーセンター管理組合を選定いたしました。その理由は当該施設の建設費を八ヶ代コミュニティーセンター管理組合が負担したこと。利用者は市内の大川地区住民でありまして、地域密着型の施設であること。現在も指定管理者として、市から指定管理料を受けずとも良好な運営が行われていることなどでございます。

続きまして、議案第19号から議案第23号までは公募いたしましたところ、いずれも複数の応募がありましたが、プロポーザル方式による審査及び選定委員会での慎重審議の結果を踏まえて、選定となっております。

まず、議案第19号 市民ふれあい農園・ふれあい交流体験館であります。これは2社の応募がありましたが、現在の指定管理者である農業公社を選定いたしました。主な理由としましては、評価点が最も高かったこと。公社の取り組みに一層の努力が感じられたことなどであります。

議案第20号 自然休養村センター他4施設につきましては2社の応募がありましたが、これまでの自然休養村協会にかわりまして有限会社神明商事を選定いたしました。主な理由は、評価点が最も高かったこと。指定管理料の計上はなく、営業努力により逆に100万円を施設使用料として市に納入すること。現在も指定管理者である自然休養村協会の委託を受けて休養村の活性化、利用客の増加に貢献していることなどからでございます。

議案第21号 山あげ会館でございますが、ここには3社の応募がありましたが、烏山観光

協会を選定いたしました。主な理由は、評価点が最も高かったこと。経費、これは指定管理料や人件費でございますが、この経費の削減が図られていたこと。山あげ会館への入館者の増加の取り組み等でございます。

議案第22号 龍門ふるさと民芸館でございますが、3社の応募がありましたが、烏山観光協会を選定いたしました。主な理由は、評価点が最も高かったこと。経費、これは指定管理料や人件費でございますけれども、この削減が図られていたこと等でございます。

議案第23号 観光物産センターであります。3社の応募がありましたが、まちづくり合同会社を選定いたしました。主な理由は、評価点が最も高かったこと。人件費が安く、その比率も低かったという点でございます。

なお、指定期間はいずれも平成20年4月1日から平成25年3月31日までの5年間でございます。

以上、補足説明を申し上げましたが、選定委員会といたしましては延べ4回の会議とプロポーザル1回を開いて指定管理の基本であります経費の削減、サービスの向上、さらには管理運営の改善対策などの面から慎重審議を行いまして、市長提案のとおり選定をいたしましたので、何とぞご理解を賜りたいと思います。

以上で補足説明を終わります。

○議長（小森幸雄君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

1番松本勝栄君。

○1番（松本勝栄君） ただいま説明いただきましたが、まずこの指定管理者制度はどのような形ででき上がったかということから言いますと、先ほど副市長のほうから話がありましたように、経費の削減とかサービス向上、民活を生かすということでの立ち上がりなわけです。そうしますと、まず最初に考えられるものとしては、この仕様書を総務課へ行っていただきましたが、山あげ会館と滝の龍門館、南那須の観光物産センター、これは1つで提案するのが一番経費がかからない提案の方法かなと、この辺からして指定管理者のスタートからして間違っていると私は思います。

ですから、仕様書を出す前に、前もやまびこの湯の指定管理者のときも話したと思うんですが、まず今どういうことで指定管理者をやっているんだということを我々に知らせてもらいたいということで、ましてやこの5年間も続けてお願いするわけですから、8施設を分けますと、例えば自然休養村センターなども4個か5個の施設がまとまったわけですね。これについては例えば館長さんが1人でいいとか、その辺も私は納得いかないところがたくさんありますので、それと出発点のことをまず1つ。

続いて、先ほど選定の理由の中で評価点が最も高いという話がございました。ただ、我々議員の中にはそういう資料が全く来ていない。評価点がどういう評価点なのか。プロポーザルの内容がどういう内容なのか全く見えていない。こういう紙っぺら1枚出されて、これで議案として出されても非常に困るところであると思います。ぜひその資料を要求したいと思います。

そういう意味でも、この提案された各業者、団体等、指定管理者としてふさわしいのかどうか。判断資料が少ないため、まず資料の提供をお願いしたいと思います。

○議長（小森幸雄君） 副市長山口孝夫君。

○副市長（山口孝夫君） ただいまの前段の質問で山あげ会館、龍門ふるさと民芸館、物産センター、この3つの施設は一括して出すべきではなかったかというようなご質問でございます。休養村は4施設が一括だったということでございますけれども、休養村につきましてはすべての施設がつながっているんですね。建物は1棟ということになっているわけなんです。そんな関係もありまして、建物が1棟の建物を区分して委託するというのもちょっと難しいのではないかと。全部関連性がありますので、それで1件といたしました。

ほかのご質問の3館については、1つには指定管理者の選定委員会の中で出たわけですが、基本的な考え方としましては、1つの施設を単独の業者に委託をしたらどうかというような提案でありまして、単独として募集することによりまして、大きな業者あるいは小さな業者、いろいろあると思いますが、そういった業者がプロポーザルに参加しやすくなる。要するに、山あげ会館は規模が大きいですが、龍門ふるさと民芸館はちょっと規模が小さいということで、山あげ会館はちょっと無理だけれども、龍門ふるさと民芸館のほうでしたら何とかやってみたいとか、そういった人が出る可能性も考えられたわけでございますので、そういったものも1つの理由でございました。

それから、いろいろな意見が出ますと、やはりこれらがある人は一括で来た。ある人は1件だけ出したということになると、非常に経費の取り方とか、指定管理料の算定が難しくなってしまうと、逆に公平性に欠けるおそれがあるのではないかとといったような意見が出ました。

それから施設の管理運営の責任体制を明確にするためには、やはり単独のほうがいいのではないかと意見もございまして、専業になりますと、それによって一括してやれば業務に集中できるのではないかなど意見がこの選定委員会の中で出まして、現在は烏山観光協会が山あげ会館と龍門ふるさと民芸館をやっておりますが、今の状態ではなくて、新たな角度から考えてみよう。そういうような選定委員会の方針のもとに、今回は各施設ともに単独で指定管理を出す。しかも、館長は専任というような形で方針を出して、それが仕様書になりまして、それで各応募者のほうに説明させてもらったというところでございますので、言われることはよくわかりますので、今後のには検討をしてもいいのではないかとこのように私は思っております。

す。

以上でございます。

○議長（小森幸雄君） 総務部長大森 勝君。

○総務部長（大森 勝君） 情報公開等に伴います文書取り扱いの関係がございますので、私のほうから文書関係等についてはお答えを申し上げたいと思います。

当然この選定をする場合については、選定前には公表できないものといふものに区分けがしてございます。そうしますと、募集要綱とか選定実施決定書等については事前に公開ができるという規定になってございまして、そのほかに先ほどご質問がありました選定項目の配点とか選定委員名簿、選定委員会内容等については、決定をする前については公開ができないというふうに取り扱いをさせていただいております。

選定の団体が決定後については情報公開等によりまして公開ができるということになっておりますので、既に内部の意思決定がされたということからすれば、請求があれば公開をいたすということになります。議会のほうで当然必要だということになれば、その文書の情報提供という形で取り扱いは可能だというふうを考えております。

○議長（小森幸雄君） 1番松本勝栄君。

○1番（松本勝栄君） それでは、資料の提供をぜひお願いしたいと思います。

それと、先ほど申しましたように、指定管理者制度の目的と合わないと思っておりますよね。要するに館長を1人ずつ設けなさいと言っていることは、経費がかさみますよね、だれが考えても。果たして今まで館長は1人ずついたのかどうか。

それと、ことしの10月までに烏山観光協会と南那須観光協会が合併しなさいという話を私はちょっと聞いていたんですが、その中で合併されない協会が指定管理者として果たしてふさわしいのかどうか。本当に最高点数だったのかどうか。私は逆に強い言い方で言いますと、来年度から予算半減するよ、そのぐらいのことまで両観光協会には言っても悪くはないと思います。先だって、両町の商工会は来年の4月1日に合併の運びになったわけですよね。それから比較しますと、観光協会同士がなぜ合併できないのか。観光協会に対してこの指定管理者制度を利用して、その点数が1番だったというのは私はちょっと聞いていられないと思いますが。

この中身が全く見えません。委託金額がわからないし、いろいろな面でわからない面がたくさんあります。第16号議案から第23号議案については、専決処分と何ら変わらないのではないかと私はそのように思っていますが、いかがでしょうか。

○議長（小森幸雄君） 経済環境部長佐藤和夫君。

○経済環境部長（佐藤和夫君） まず最初の、合併しないのになぜ指定管理者に指定するんだという質問でございますが、これは合併をするために両者協議を重ねているわけございま

す。ちょっと長くなるかもしれませんが、経緯をまず申し上げたいと思います。

平成19年1月31日、副市長が音頭をとりまして南那須観光協会、烏山観光協会の正副会長の協議をまず進めていただくということで、市長が音頭をとりまして招集させていただきました。その招集に基づきまして、合併の促進協議会が設立いたしまして、同2月26日、第1回の合併促進協議会が開かれたわけでございます。

さらにその合併促進協議会の中では、合併に対する答申書を出してくださいということでお願いをいたしまして、都合5回の合併促進協議会を開催いたしまして、答申書が4月27日に提出されたわけでございまして、それらをもとに両観光協会は総会を開きまして、まず南那須の観光協会は5月26日に総会を開催しまして、全会一致で合併するということが承認されたわけです。烏山観光協会はちょっと遅くなりまして総会にかけられませんでしたので、臨時総会を7月10日に開催しまして、一部反対もあったかもしれませんが賛成多数で合併するということで了解を得たわけでございます。

その後8月30日に両観光協会の正副会長にお集まりいただきまして、推進協議会を立ち上げるための方法等を検討してまいりました。その間、烏山の観光協会におきましては、副組合長辞任などがありまして、現在の状況は両方の正副組合長、会長がお集まりいただきまして、合併推進協議会設立のための会議を来週中に開催するというので、意見を見ているわけでございます。

そういう中にありまして、現在、烏山の山あげ会館と龍門ふるさと民芸館は烏山観光協会が管理している関係上、今回提出されましたので、点数等あるいは申請の金額等、それらを勘案した結果、先ほど副市長が申し上げましたとおり決定したわけでございます。

それから、もう一つ委託金はどのくらいで委託しているのかという話が出ましたが、申し上げたほうがよろしい。（「そういうのは全然わからないんです、我々。紙きれ1枚ずつしか来ていませんからね。資料を出してくださいというんです」と呼ぶ者あり）

○議長（小森幸雄君） 経済環境部長、答弁を続けてください。

○経済環境部長（佐藤和夫君） 委託金を申し上げたいと思いますのでよろしいですか。資料については質問にお答えするというのでかえさせていただきたいと思います。委託金よろしゅうございますか。まず最初の公募しなかった3つは委託料を出しておりませんので5つですね。

まず1の市民ふれあい農園・ふれあい交流体験館、これは平成19年現在の委託金は495万円、今回申請がありましたのが540万円、したがって、プラス45万円でございます。

次の自然休養村センター他4施設でございますが、これは平成19年、100万円を逆に納入していただいております、平成20年の申請も100万円を納入していただくということ

でございます。

山あげ会館でございます。平成19年、1,150万円、確定の数字ではございませんが申請ということで、平成20年は856万円。294万円の減でございます。

龍門ふるさと民芸館、平成19年、530万5,000円。平成20年、349万2,000円。181万3,000円の減。

観光物産センター、平成19年、651万6,000円、平成20年、775万円。プラス123万4,000円でございます。

したがいまして、今申し上げた平成19年の合計は2,827万1,000円。平成20年の申請の数字でございます。2,520万2,000円でございます。マイナス306万9,000円でございます。

以上が委託予定の現在の数字でございます。

○議長（小森幸雄君） 総務部長大森 勝君。

○総務部長（大森 勝君） 今、経済環境部長のほうから今回の指定管理料関係の答えがされたと思っております。松本議員も既に仕様書等を見ていただいておりますけれども、この管理料関係等については仕様書の中にも予算の範囲内においてという言葉を使っております。当然、今回指定管理期間等については5年という契約になるわけでございますけれども、指定管理料関係等については毎年毎年受託業者と協議をしながら定めて予算計上していくということになりますので、今の金額等については今回業者から提示された金額ということでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（小森幸雄君） 1番松本勝栄君。

○1番（松本勝栄君） お答えいただきましたんですが、この6施設については、本当にこの先5年間も預けるという意味では、常任委員会付託とか全員協議会でもうちょっと話してもよかったのかなと私は思います。執行部側も相当の説明不足があると思います。答弁は結構ですが、私はこのやり方については納得はしていません、はっきり言いまして。

以上です。

○議長（小森幸雄君） 総務部長大森 勝君。

○総務部長（大森 勝君） 指定期間等については原則論で申し上げておきたいというふうに思っております。私どものほうの内規的な関係の取り扱いについてですけれども、公募によるものについては原則5年、公募によらない選定を行った者は原則3年というような考え方で取り扱いをさせていただいております。当然、長く委託するというのも1つの方法論かもしれませんが、やはりいろいろな問題点等があることもあり得ることから、そういう基準年数で行わせていただいております。

以上です。

○議長（小森幸雄君） 7番佐藤昇市君。

○7番（佐藤昇市君） それでは3点ほどお聞きしたいと思います。

まず、指定管理者の選定ということでございまして、公募から指定管理者制度にしたということございまして、サービスとか経費の削減ということが主でございまして。今、佐藤部長のほうからも平成19年度の中身、今年度の中身を言われましたが、私はその中身のほかにこういう団体は補助をもらっていますね。ふれあい農園が495万円が540万円、45万円ふえている。あとは山あげ会館が856万円になって減ったというんですが、実際補助をもらっている団体であります。その中身ですね。委託されたとき、そして指定管理になったとき総体的にこの会館で幾ら市は支出しているのか。まず1点、そこをお願いしたいと思います。

それがないと、最終的な本当に減額されているのかということが見えない。私はその指定管理の値段だけでは減額になったのかわからないのではないのか。今、副市長の説明の中では、評価点が高かった。もちろん評価点が高くなければここで1番に上がっていません。その次ですね、人件費が削減されたと書いてあります。人件費というのは補助をもらっていれどどこにでもいけるんですね。このお金じゃないところからも。何人でどうなっているのか。その辺まで中身がわかれば選定をここで認定するのに非常にわかりやすいのではないかということはいえると思います。

第2点目、物産センター、今までは南那須観光協会が指定されていたと思います。今回、合同会社ということで金額がこれだけでも123万円高い。評価点が高いのはなぜ高かったのか。また、人件費が削減されていたというんですが、ここは削減されていない。これはどういう意味なのか。その説明をお願いしたい。

3点目、烏山観光協会、南那須観光協会、松本議員のほうからも出ましたが、合併されていないという中で、本当に合併できるのか。これは5年契約ですね、観光協会も。その間に合併が万が一できたならば、5年契約の中の烏山観光協会の契約はどうなるのか。3点ほどお聞きしたいと思います。

○議長（小森幸雄君） 経済環境部長佐藤和夫君。

○経済環境部長（佐藤和夫君） まず第1点の質問でございしますが、補助は幾ら出しているんだということだと思いますが、これは指定管理料でございまして、このとおりの金額を指定管理料として平成19年、平成20年を申し上げましたですね。それを支出しているわけでございます。観光協会というのとまた別でございまして、指定管理料は先ほど申した金額でございます。

ただ、今、総務部長のほうから申し上げましたが、平成19年の管理料よりもオーバーして

いる部分があるわけですが、それはこれから12月いっぱいぐらいかけて協定書を結ぶわけですので、そういう中で今の管理料と大体追いつくぐらいに何とか減額をしていきたいと考えておりますので、オーバーしている部分については今よりも幾分低くなる。そんな考えでいるわけですが、補助団体等幾ら出資しているというのは2つ一緒にお答えしましたが、ご了解いただきたいと思っております。

観光協会が合併できるのかということでございますが、今、お互いに推進協議会をつくりまして答申が出たのはことしの4月でございます、それらをもとにして合併に対する正副会長会議を開いているわけですが、それが来週中あたりに開催したい。それを開催して、お互いの合併の推進協議会を設立するということで、できれば目標は私から申し上げるのもちょっとあれかもしれませんが、今年度中あたりに合併ができれば大変ありがたいと思っております、そういう方向でぜひ進んでまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（小森幸雄君） 7番佐藤昇市君。

○7番（佐藤昇市君） 今、説明を受けましたが、一番の指定管理者の削減ということでございますので、高いものを低くするのではなくて、指定管理者の値段ですね。維持管理費をきちんと選定して、契約時に決めるのではなくてこの選定の時期でそういうものは前もってきちんとやるべきだと私は思います。ぜひ、指定管理者を選定する意味をもう一度理解してもらいたい。そうでないと何ぼお金があっても指定管理者にしてもしかたない、ただ維持管理しているのと同じですから、それはお願いしたいと思います。

観光協会の合併は私らがどうのこうの言うことではございませんが、やはり観光協会というのは市の顔でもあります。そして、お互いが1つの市の中で2つがあるということは非常に好ましくない。お互いに指定管理者、南那須のほうは抜けちゃったんですが、そういう点も踏まえて整合性を持った、行政もしっかりとして指導してもらいたい。

以上です。

○議長（小森幸雄君） 経済環境部長佐藤和夫君。

○経済環境部長（佐藤和夫君） 今、申し上げました指定管理料のふえた部分のことを申し上げていると思っておりますが、ふえた部分についてはふえている部分、低くなっている部分はおおむねそのままのところ契約するわけですが、きょう決定いただければ、すぐに決定された指定管理者の方と協議をしまして、なるべく平成19年の管理料に追いつくぐらいの金額で協議したいと考えておりますので、先ほど申し上げました数字ですね、プラスが2施設ほどあるわけですが、それらについては極力現在の数字に合わせていきたいと考えております。

それからもう一つ、合併の件でございますが、合併につきましては来週、正副会長会議を開催しまして、合併推進協議会を立ち上げる段取りでございますので、ぜひそういう方向で年度末ぐらいを目標に努力していきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（小森幸雄君） 7番佐藤昇市君。

○7番（佐藤昇市君） わかりました。指定管理の4区分、16項目の選定基準ですね。中身はまずいものは聞く必要もないんですが、こういうもので選定しましたよという項目ぐらいはお示しをいただければ、今後ありがたいなと思っております。

○議長（小森幸雄君） 総務部長大森 勝君。

○総務部長（大森 勝君） この選定基準評価というのを今用意いたしてありますので、時間が許されれば配付申し上げたいと思っております。

○議長（小森幸雄君） 休憩いたします。

休憩 午後 2時44分

再開 午後 2時52分

○議長（小森幸雄君） 再開します。

8番佐藤雄次郎君。

○8番（佐藤雄次郎君） まず副市長、体調も回復されたようでおめでとうございます。

まず、本来選定指定管理者は当初でき上がったときからの趣旨を皆さんよくご存じなので、それはいいと思いますが、こういう資料を総務部長、最初に質問に応じてというけれども、こういうものは最初から出せばいいんですよ。そうすればスムーズに行くんだし、第1回のときなどは、多分こういう資料じゃなくても丁寧に出されたと思います。そういうことを含めて今後ともそのように対応していただきたいとまず思います。

審査については、先ほど副市長の答弁でわかりましたが、審査員が何人で実際これにあたったのは何人なのか。それだけをお聞きいたします。

○議長（小森幸雄君） 副市長山口孝夫君。

○副市長（山口孝夫君） ただいまのご質問でございますが、選考委員会のメンバーは全部で7名でございます。私、収入役、4部長と教育次長と全部で7名でございますが、プロポーザルの審査にあたりましたのは3名と、仕事の関係で1名がプラスになったときもありましたけれども、3名と4名でやりましたが、あとの職員は当初は予定どおり行く予定でございましたけれども、いろいろその後公務が重なりまして、いろいろ調整をした結果、最終的にはそういったような形で3名ということになりました。一部4名のところもあります。

時間の調整がついた方には途中からでも出席してもらいまして、プロポーザルを受けてもらいましたので、そんなことにはなりますが、最終的に決定したのは翌日でございます。これはあくまでもプロポーザルはご意見を聞くということで、そこで判断するわけではないんですね。実際はやはり全部委員がそろったところまでできるのが理想でございますが、当初はそういう予定でございましたけれども、先ほど申し上げましたような理由で公務が重なったということで数は減りましたけれども、したがって翌日に再度4回目の、先ほどもちょっと補足説明で申し上げましたけれども、4回目の指定管理者選定委員会を開催いたしまして、そこでは全員が出席をしていただきました。それでプロポーザルの結果も踏まえて、いろいろと協議検討をいたしまして、延々4時間ぐらいたったと思いますが、そのような結果を経てこのような業者が選定されたという経過でございますので、プロポーザルは出席者は少なかつたんですけれども、最終的には全委員が出席をした中で決定をいたしましたので、よろしく申し上げます。

○議長（小森幸雄君） 8番佐藤雄次郎君。

○8番（佐藤雄次郎君） それはわかったけれども、こういう重要なものはほかの業務とか何とかではなくて、全員が集まってやるべきだということをひとつお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（小森幸雄君） 副市長山口孝夫君。

○副市長（山口孝夫君） 今のご指摘はもっともだと思います。今後につきましてはやはり日程調整をもっとしっかりやって、全員参加でできるような体制をとりたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（小森幸雄君） 13番平山 進君。

○13番（平山 進君） 1点です。私は9月の定例議会で一般質問を入れてJRの大金駅から公衆トイレがなくなってしまったということをお話ししたと思うんです。そのとき、市長の答弁は、駅前の物産センターは6時までだということで、延長時間を2階でやっています食品メーカーと相談をして使用時間を延長したいというような話をされたと思っておりますが、そういった選定云々も必要ですが、何はともあれ、やはり地域住民の方のサービスというものが引き継がれているのか。そういうようなものがそういうような話の中に出てくるのか。やはり必要ではないか。

確かに選定の基準というようなものは当然人が書いているわけですね。判定するのも人です。プラスに見るかマイナスに見るかで議論は出ると思います。だれもが納得できるものではないと思うんですよ。でも、少なくとも地域住民の方にサービスを提供するというものの施設が大半だと思うんです。そういった尺度を重視してもらいたいということも必要だと思うんです。

そういった面を今回、物産センターが管理者が変わるわけですね。その辺のところのおさえ

はどうしているのか、聞かせてほしいと思います。

○議長（小森幸雄君） 副市長山口孝夫君。

○副市長（山口孝夫君） 物産センターの開館時間は今回の仕様書では現在と同じ内容になっております。したがって、そのような内容で指定管理をするということになりますが、今後まちづくり合同会社もかなり熱意がある団体でございますので、いろいろと協議をした中で場合によっては、利用時間の延長も受けてもらえるかなと思っておりますので、その辺は今後の交渉次第だと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（小森幸雄君） 13番平山 進君。

○13番（平山 進君） 1日の点火式のときにも市長があいさつしたと思うんですね。22万個でしたか、イルミネーションの点滅があり、これにちなんで来客を23万人呼びたいというような呼びかけをしていたと思うんですが、やはり人を集めるということはそれなりの準備というものが要だと思うんです。そういうようなものを9月の定例議会のときには公衆トイレは考えていない。かわりに物産センターのトイレを使用するようにするというふうに答弁しているわけですから、もっと前向きな住民サービスというものも頭に入れてほしいということを忘れないでほしいと思います。

終わります。

○議長（小森幸雄君） 休憩いたします。

休憩 午後 3時00分

再開 午後 3時13分

○議長（小森幸雄君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） 指定管理の選定なんですが、同僚議員の質疑の中でおぼろげながら出てきたんですけれども、指定管理者に委託をするというのは、条例にもありますように今まで行政本来が行っていた、あるいは行政の施設そのものを指定管理者に委託をすることによって、今までよりもサービスは維持向上する。そして経費は削減、行政負担は削減するということが最大の目的だったわけですね。

ところが、先ほどの公募施設について委託金が出ましたが、市民ふれあい農園・ふれあい交流館につきましては49万円、それと観光物産センターについては123万円ふえている。これは委託金をこれだけふやすのには今までと違う別な業務を頼むというような、市民から見て合理的な理由が何かあったんでしょうか。それとも、今までと同じようなサービス事業を行ってもらおうということでは、この指定管理の公募をして選定する意味がなくなってしまうよ

ね。そこら辺はどうなんでしょうか。指定管理にする目的に沿っているのかどうか。

もし、今までと同じような業務あるいはサービス事業を委託するということであれば、委託金を下げてもらおう。もし下げてもらえなければこの選定は不調にする。これが常識だと思うんですが、どうなんでしょう。ご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（小森幸雄君） 経済環境部長佐藤和夫君。

○経済環境部長（佐藤和夫君） まず質問の中で市民ふれあい農園でございますが、これは平成17年度においては580万円のマイナスが出たわけでございますが、前年は495万円でございますが、こういう中で一部公社がその分を立てかえている部分がありますので、今回、540万円という数字が出てきたわけでございますが、経営はおおむね同じでございますが、努力をしていただけてなるべく赤を少ないようにもっていきたいわけでございますので、それらをきょう、議決をいただければ、農業公社のほうと十分協議をしまして、なるべく今年度の指定495万円に近い数字にもっていきたいと考えております。

それから、物産センターにつきましては、まちづくり合同会社で幾つかの提案があったわけでございますが、そういう中で例えば物産品の展示の販売とか、そういう中で特産品の品ぞろえの充実とか、商品管理等特産品の掘り起こしとか、新商品の開発とか、本市のPRとか、交流人口の増加とか、JR烏山線沿線との連携とか、今までも南那須の観光協会ですら十分やっている部分もあるわけでございますが、そういう中でまず市の玄関として大金駅前ユニークな建物を生かすとか、そういうアイデアも出てきておまして、123万円の増額になっているわけでございますが、これらにつきましても現在の指定管理者では651万6,000円で管理できておりますので、これからまちづくり合同会社と十分協議をいたしまして、なるべくその数字に近づけるあるいはその数字と同じような金額にする。そういうふうな努力をこれから12月、決裁をいただけてほしいと思いますのでご理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（小森幸雄君） 16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） ではその546万円とか、委託金775万円というのは、これはどういうところから出た数字なんですかね。今の失礼ながら、請け負っている指定管理者が来年度の予算見積もりみたいな感じで出してきた数字という考え方でいいんですか。実際の数字についてはこれからの協議の中で圧縮をして、平成19年度の実績に近くしていきたいということなんでしょうけども、例えば農業公社にしても、もっと抜本的な経営改革というか、本当の農業公社にふさわしいような受委託事業とか、単にやっていますではなくて、本当に都市と農村の交流にふさわしいような拠点としての事業形態というような企画をしてもらわないと、単に同じ業者に委託しましたみたいなのでは我々、市民に説明つかないですよ。

しかも、選定し直したら高くなっちゃったというのでは、説明にならないでしょう。だから、そういう意味で、後の観光物産センターについては今までプラス新しい事業の企画ということもあるということですが、その辺、本当に投資をしてもこれまで以上に目的達成というか、サービスの維持向上に市民のために役立つというのであれば、それは多少の経費投入はやむを得ないというふうに思うんですが、事業は今までと同じかそれ以下、それで経費だけが上がるというのでは、市民に説明が付きませんので、その辺の抜本的な経営改革、その辺をどういうふうに考えているのか。もう一度ご答弁をいただきたいと思います。

○議長（小森幸雄君） 経済環境部長佐藤和夫君。

○経済環境部長（佐藤和夫君） 市民ふれあい農園につきましては、今までよりも都市住民に憩いとやすらぎの場を提供するとともに、団塊の世代の交流の場としながら農村生活の理解と就業意欲の向上に寄与するよう活用するというのと、観光いちご園については市の観光に寄与しながら都市、農村の架け橋として発展させていく。ぱん工房については地元産にこだわった商品づくりを基本に製造販売を行う。そういうのを掲げて特に今回出てきているのは、団塊の世代の方々の交流の場として活動してもらう。そういうのが出てきまして、なるべく赤を減らすように努力をするということですが、昨年よりも45万円ふえているわけですが、これらにつきましてもこれからの農業公社と十分内容を詰めて、なるべく現状に同じような金額になるように努力をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小森幸雄君） 16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） そうじゃないんですよ。要するに本当に農業公社としての仕事をもっと2倍も3倍も5倍もやってもらわないと、市の農業を守れないと私は思っているんですが、それにふさわしいような取り組みをするというふうになっているのか。ただ、今までの延長線でやりますよと。赤字が出たら行政におんぶにだっこですよ。これでは市の農業公社としての事業としてどうなのかな。ここを私は問うているわけで、ぱん工房とかいろいろやっていますが、いかに赤字が出たってみんな行政負担では、何の危機感も持たないでしょう。

多少去年と同じか幾らか下げてなんて言われて、じゃあ幾らか圧縮するかでおしまいになっちゃうよね。それは経営とは言わないですよ。なるべく独立採算で自分で利益を上げていくということで、しかも目的を達成していくということを前提に考えていただかないと。

それと農業公社については独自の仕事がございますから、やはりある程度の経費をかけても市の農業を特に中山間地の農業を、一般質問でやりますが、守る大きな役割がありますので、そういう意味では本格的に市独自の経費をかけてもやらなくてはならない事業があると思うんですが、それとあれとこれと一緒にごちゃごちゃにしては市民に説明がつかないですよと。

本当に市の農業を守るためには、本格的な支援は必要だと思いますが、ある程度の単なるあそこにいる人たちの手間のためにあそこを運営しているんだということであれば、それは税金投入でどんなに赤字が出ても賄いますよという考え方は今は通用しないのではないかということをし添えまして、私の質問を終わりたいと思います。答弁は結構です。

○議長（小森幸雄君） 17番中山五男君。

○17番（中山五男君） 3点についてお伺いします。

既に質問した議員と重複する部分があるかもしれません。まず烏山観光協会の件なんですが、先ほどの話を聞きますと副会長2名が辞職しているということなんですが、これは何か協会内部が相当混乱しているのではないかというふうに予測されます。そういった混乱している烏山の観光協会を指定して不安はないのか、再度お伺いします。これが1点。

2点目は、やはり観光協会の件なんですが、近々これは合併できると思います、先ほどの話をお伺いしますと。すると合併すれば新しい役員によってさらに経費節減が図られるのではないかというような気がするんですよ。そうなった場合、今回の受けた委託料的なもので、これから5年間続けていいものかどうか、私はここにも1つ疑問点があるんですが、この点どう考えているのか。

それにもう1点、これはもう今も平塚議員からも質問がありましたふれあい農園の件です。あそこはまちの外郭団体のようになっていて、今回の指定管理者としても546万円、支出しますね。あそこは少々複雑でして、一般会計からも充当する。また、農業公社の補助金の一部も食っているということで、どうも我々議会議員もこの目に見えない部分がありまして、私たちが常に疑問を持っているわけです。

これまでの決算状況を見ますと、例えばばん工房も売上金全額が人件費に充当すればあと残りはない。パン粉も買えない状態ですよ。いちご園についても売上金は全部人件費に充当しますと残りません。暖房費も肥料も買えません。そんな状況で、今後ずっと続けていいものか。この投資対効果というのに私はこれらかも疑問を持っているわけなんです、この辺についても再度ご答弁をいただきたいと思います。

○議長（小森幸雄君） 経済環境部長佐藤和夫君。

○経済環境部長（佐藤和夫君） まず烏山観光協会の副会長の辞職でございまして、これらにあわせましてどうなんだということですが、実際に副会長が辞職したのは8月31日付というふうに伺っておりますが、これにつきましては合併の烏山観光協会のほうの取り上げ方が幾分問題になったそうでございまして、これは現在の状況は副会長であって理事の職はまだ続けているわけがございまして、副会長に戻るように説得をしている状況だというふうに伺っております、まだその態度が明確ではない。

そのままやっていけるのかどうかということでございますが、これらにつきましては山あげ会館、龍門ふるさと民芸館の管理につきましては会長を中心に事務屋と管理しているわけでございますので、今、大きな問題と申しますか大きな苦情と申しますか、そういうのは出ておりませんので、何とかやっていけるのかなという状況でございます。

また、合併すれば経費の節減になっていくかということでございますが、合併すれば経費の節減につながっていけるのかなと思っておりまして、逆に指定管理料は都合により次年度また変更することができるわけでございますので、なるべく経費を節減しまして、経費の節減に努力していこうと考えております。

ふれあい農園につきましては、平成18年の決算は特に9月の定例会で決算の報告があったかと思いますが、これらにつきましては収入、支出の差が580万951円が赤字だということになっているわけございまして、これらを今回解消するために指定管理者で公募したわけでございますが、手を挙げていただいたのがふれあい農園と農業公社ともう1社でございますが、金額的に非常に差がありまして、農業公社のほうへお願いするというところでございます。

農業公社におきましては、先ほど平塚議員からも質問があったわけでございますが、特にこの部分が問題になっているんですね。空中散布とかそういうのが経営状況は良好なわけでございますが、特にいちご園とかぱん工房とか、それから農園の管理部門、それらが足を引っ張ると申しますか、幾分そういうマイナスが出てきているわけでございますので、これらはなかなかいい打ち手がないんですね。こうやればどうだというのがなくて悩んでいるわけございまして、特に次年度は先ほどちょっと申しましたが、団塊の世代の方々が60歳で定年を迎えるわけでございますので、そういう方に何とかイチゴづくりなどを手伝ってもらって、なるべく赤を解消するように努力をしていかなければならない。そんなふうを考えておりますので、ひとつご理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（小森幸雄君） 総務部長大森 勝君。

○総務部長（大森 勝君） 先ほど観光協会の合併をすれば経費の削減につながるのかというご質問がされまして、経済環境部長のほうから削減になるというご答弁をしたと思っております。この基本的な考え方については指定管理料そのものについては、直接的には削減はされないだろうというふうに思います。削減をされるという想定については、現在、観光業務については補助金ということで市から支出をいたしております。そういうことから合併をされた場合については、観光協会の補助金の削減にはつながるというふうにご理解をいただきたいと思っております。

○議長（小森幸雄君） 経済環境部長佐藤和夫君。

○経済環境部長（佐藤和夫君） ただいまの答弁で、観光協会の副会長が辞職と申しました

が、辞職願いは出ているわけですが、観光協会の理事会におきましてはそれを預かりということで承諾はしていない。説得をしているという状況でございますので訂正をさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（小森幸雄君） 17番中山五男君。

○17番（中山五男君） 答弁は極めて不満の残るところではありますが、以上とします。

○議長（小森幸雄君） 18番樋山隆四郎君。

○18番（樋山隆四郎君） この指定管理者に関して非常にいろいろな異論が出ているわけですが、出た中で指定管理者の目的とって経費の削減とって、今までの説明を聞いていますと、まず一番大切なのが説明する前に佐藤雄次郎議員も言っていますが、この前の指定管理者の場合にはプロポーザル方式の提案企画というものを全部配付してあったんですよ、全員協議会でも。農業公社がどうだ、観光協会がどうだといった場合にはこういう提案をしましたということを我々は資料として持っていたんですよ。今、資料は何もないですよ。代表者がどうだ、何点でどこが受けたとか、これでは判断のしようがない。ほかの団体はどういうふうな提案をしたのか。何でここに落ちたのか。それが資料がないので、ここで審議しろと言ってもできないでしょう。

1つ1つ聞いていたら私なんか1時間、2時間あったって足りないよ、その説明。資料を持ってこなければだめだとさっきこの資料を提出しろと言ったけれども、プロポーザルというのなら提案もあった、企画もあったはずでしょう。なかったんですか。ただ、口頭の説明ですか。代表者はだれ、資本金が幾らで私はこの施設をこういうふうを利用して、市の財政削減に寄与したい。何千万、何百万という投入金を私は要りません。しかし、そのかわり私はこの施設を借りるのに幾らで借りますよと、そういうことですから、指定管理者というのは。

今ある指定管理者の去年、おととしの前の、神明商事にしたって今のやまびこの湯にしたって、これはちゃんと指定で契約して金を払っているんですよ、ただじゃないんですよ。そういうふうにして、今度の場合には何一つ、最初の3つはやむを得ないですよ。なぜかという、自分たちで建設費用を出したとか、こういう問題でここから管理を、あなた幾らだから金出せと、これは言えないのは当たり前です。

しかし、それ以降の問題、物産センターまでに関しては、これは指定管理者として本気になって受けるのならば、補助金だとか、今までのものは要りません。しかし、我々はその施設を利用して、そして新しい事業を展開して銭をもうけます。これが普通でしょう。だから、新しい事業を展開してもうけたものは自分たちで取っていいですよとなっているんだから、これは、市に寄付しなさいとなっていないんですよ。利益は自分たちで確保していいです。アイデアを出して何しようが構わない。しかし、そのために銭をふやしてくれなんてとんでもない要求で

す。新商品を開発してアイデア出すんだから、市から金出している。あなたたちが何をやってもいいけど、そこで稼いだ金は自分らのものでいいですよ。だから、そのかわり施設に賃貸契約書をつくって幾ら払いなさい。それで初めて経費の節減でしょう。

ところが、今、山あげ会館にしてもできないというのなら、施設に関して3年間に運営費補助金は一切ストップする。それは段階的にやってくださいよ。これを協定書の中に結ばなければ意味がないというんです。5年間契約でしょう。これは本当は3年間でいいんですからね。

前は3年間のものを1年半だから今までやっているところにやりましょうということで、観光協会とかいろいろなところにやらせた。指定管理者にするか直営にするしかないんですよ。自治省がそう言っているんですよ。あなたたちは委託なんかするんじゃないよと。どっちかにしなさい。だからこういう制度ができています。これは自治省の通達がおそらくあるはずですよ。だからやったのに、自治省がやったということはどういうことかという、各地方自治体が独立しなさい。そんな余分なものを持っているんじゃない。みんな切り離しなさいというところから来ているんだから、それにあつたなら3年以内に補助金だとか、運営資金だとかはゼロにするということをこの協定書の中でしっかり明記しなければだめだ。

それでなければ、私は各プロポーザル方式をやった各社が出ていないものをここで審議しろと言ったって、審議できない。材料がないんだから審議のしようがないでしょう。それだったら、1つ1つ聞いていくけれども、そんなことをやっていたら私も議運の委員長ですから、一応はね、皆さんにご迷惑をかけるわけにいきませんから、こういうことでありますが、協定書の中にしっかりしたそういうものを明記するのかどうか。それをはっきりしてください。

○議長（小森幸雄君） 経済環境部長佐藤和夫君。

○経済環境部長（佐藤和夫君） これから、きょう議決をいただいた指定管理者の方と協議を重ねてまいりまして、特に平成19年よりも指定管理料が上回っている方につきましては、それになるべく近づく数字に努力をいたしまして、細かい部分の協定をこれから結ぶということでございますので、ご理解いただきたいと思えます。

以上です。

○議長（小森幸雄君） 18番樋山隆四郎君。

○18番（樋山隆四郎君） 近づくんじゃないんです。下げるんです。近づけるというのは何十万か何百万かそれをちょっとでも下げれば、もともとの基準が違うんだから。今まであるよりふえるということはおかしいんだ。どんなアイデアでどんな商品開発をして、幾ら売って、幾らもうけたってそれはその人たちのもうけになるんだ。それはそれで自分たちで精算しなくちゃ。それが指定管理者の制度でしょう。そのかわり自由にやらせる。そのときに多少下げますなんていうので、まず今までの補助金、運営費から2割でも3割でも下げる。ここだってち

やんと下げているじゃないですか。そうでしょう。だって温泉なんか100万円もくれているんだよ。こういうふうにするのなら、最初からあめ玉しゃぶらせたのではだめですよ。厳しいところをぶっこんでおかなくちゃ。そうでなくちゃいつまでたつたって銭くれ銭くれだ。こんなことやっていただけでは指定管理者の意味も何もない。それだったら直営のほうがいい。

だからそういうことで、私はどんなことがあってもこれはもう2割、3割カット、これを協定書に明記することが確約できるのかどうか。

○議長（小森幸雄君） 経済環境部長佐藤和夫君。

○経済環境部長（佐藤和夫君） 樋山議員おっしゃるとおりでございますので、私のほうでも今月中に協議をいたしまして、下げるように努力をしたいと思っておりますのでご理解いただきたいと思っております。

○議長（小森幸雄君） 18番樋山隆四郎君。

○18番（樋山隆四郎君） これで最後だから心配するな。あまり努力するとかそういうのは言葉はいいけれども、だめなんですよ。おれはやる、だめだ。部長だから権限があるんだから、そのぐらいのことをやっていいんですよ。がたがた言われたら、はいそっち、はいこっちなんて言ったらだめだ。これは市の方針として当然のものだ。だからここまでのものはやるというぐらいの決意を持ってやらなければ。決意だったら決意が足りなくてもいいんだから、それは何とかなる。努力するじゃだめ。そういうことですからひとつよろしくお願いします。

○議長（小森幸雄君） 3番久保居光一郎君。

○3番（久保居光一郎君） 先ほどから同僚議員が質問をしております。今回の指定管理、まさにプロポーザル方式で公募をしているわけですね。先ほどから経費の削減については説明がなされているんですが、このプロポーザルの内容について、これはそれぞれの団体の企画、提案があったのかと思います。その辺の部分が全く見えていない。これは今、樋山議員、それから前段の松本議員、そのほかの議員のほうからも質問があったかと思うんですが、この内容についてぜひ資料をいただきたい。でないと、私は賛成するにしろ反対するにしろ、判断する材料がないということでございます。

ただ、経費が安ければいいんですか。やはりプロポーザルというのはどういう意味なんですか。企画提案ということでしょう。その提案のいろいろな内容も我々も採決する上において判断材料としていただきたいというふうに思っているところであります。

以上。

○議長（小森幸雄君） 総務部長大森 勝君。

○総務部長（大森 勝君） プロポーザル選定における企画案等については、簡単にまとめたもの等がありますので、これについては議員に配付したいと思います。

○議長（小森幸雄君） 休憩いたします。

休憩 午後 3時43分

再開 午後 3時52分

○議長（小森幸雄君） 再開いたします。

18番樋山隆四郎君。

○18番（樋山隆四郎君） 議案第23号であります。いろいろな意見が出てなかなかきょう上程採決というところまでもっていけるかどうか非常に疑問であって、まだ質疑が続いておりますから、これは一度議運のほうでこの第23号議案をどういうふうにするのか。そして、これを採決するのかといった場合に、きょう上程したからいいというのではなくて、どこかの委員会に付託する。そして所管の委員会で煮詰める。そしてもう1回、委員長報告をして採決をする。そのほうがむしろこの第23号議案に関しては（「全体だ、全部」と呼ぶ者あり）議案に関しては審議を尽くすというのが、この議会としての使命であると思いますので、私は採決ではなくて委員会に付託をするのがいいのではないかという動議であります。

○議長（小森幸雄君） 休憩いたします。

休憩 午後 3時53分

再開 午後 3時55分

○議長（小森幸雄君） 再開いたします。質疑を続行いたします。

20番高田悦男君。

○20番（高田悦男君） ただいま上程中の指定管理者に関する5議案について質疑を行いたいと思います。

1点だけ確認をする質問でお伺いいたします。まず、複数で公募がありました5議案でございますが、この指定管理者になった事業者が直営でやる場合、あるいはいわゆる丸投げをする場合、この2つが考えられるんですが、協定の項目にそれらが入るのかどうか。必ず直営でやりなさいという項目が入るのかどうか担保条件としてお聞きしたいと思います。

○議長（小森幸雄君） 総務部長大森 勝君。

○総務部長（大森 勝君） この指定管理者はすべて受けたところがやるというのが基本になっております。しかし、特殊なものがある場合等については、一部委託というものも可能だろうというふうには思いますけれども、受けたところが直接やるというのが基本というふうを考えていただきたいと思います。

○議長（小森幸雄君） 20番高田悦男君。

○20番（高田悦男君） そうしますと一部というのは、総事業量の何%ぐらいを指すのか。

○議長（小森幸雄君） 総務部長大森 勝君。

○総務部長（大森 勝君） それについては数字ではちょっと言えないと思いますので、ケース・バイ・ケースで判断せざるを得ないのかなというふうに思っております。

○20番（高田悦男君） 了解。

○議長（小森幸雄君） ほかに質疑はありませんか。なければ、議会運営委員会を開いていただきたいと思えます。

休憩します。

休憩 午後 3時57分

再開 午後 4時10分

○議長（小森幸雄君） 会議を再開いたします。

議会運営委員会の委員長から報告いただきます。

議会運営委員長樋山隆四郎君。

○議会運営委員長（樋山隆四郎君） 今、議会運営委員会を開催いたしまして、一括議題となっている問題に関して討議をいたしました。その内容に関しましては事務局のほうから発表をお願いいたします。

○事務局長（田中順一君） それでは私のほうから会議の結果をお知らせいたします。

今、第16号から第23号まで一括上程になっております。それにつきまして第16号、第17号、第18号についての3議案につきましては本日採決をいたしたいと思えます。議案第19号、議案第20号、議案第21号、議案第22号、議案第23号につきましては、それぞれ所管の常任委員会に付託をするということに議会運営委員会のほうで決まりましたので、ご報告をいたします。

以上です。

○議会運営委員長（樋山隆四郎君） 一応今の報告のとおりであります。これは議長に今度はお預けをして、皆さんの意見を聞いていただきたいと思えます。どうぞよろしくお願ひします。

○議長（小森幸雄君） ただいま議会運営委員会の委員長並びに局長から報告があったとおり、議事を進めたいと思えますが、それでよろしいですか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしでございますので、そのようにさせていただきます。

質疑がないようですので、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより議案第16号から議案第18号までの3議案について討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

これより採決いたします。日程第11 議案第16号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第16号については、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第12 議案第17号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第17号については、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第13 議案第18号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第18号については、原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。ただいま上程中の議案第19号、議案第20号、議案第21号、議案第22号及び議案第23号については、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第19号から議案第23号については、経済建設常任委員会に付託いたします。

◎日程第19 議案第24号 平成19年度農地農業用施設災害復旧事業の施行について

○議長（小森幸雄君） 日程第19 議案第24号 平成19年度農地農業用施設災害復旧事業の施行についてを議題といたします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいま上程となりました議案第24号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、9月6日から7日発生いたしました台風9号により被災を受けた高瀬地内における農地農業用施設の災害復旧事業、具体的には農地法面の崩落復旧工事1件であります。国庫補助事業として申請をいたしましたところ、11月12日災害査定官の査定の結果、総額127万5,000円が適当と認められましたので、土地改良法第96条の4において準用する同法第49条の規定により、市営事業として実施したいので、議会の議決を得たく提案を申し上げます。

詳細につきましては、経済環境部長に説明をさせますので、慎重審議をいただきまして可決、ご決定賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（小森幸雄君） 経済環境部長佐藤和夫君。

○経済環境部長（佐藤和夫君） 命によりまして、補足説明を申し上げます。

さきの台風9号により災害の基準を超える時間雨量にして24ミリの降雨がありました。このため、高瀬地内におきまして高さ5メートル、幅9メートルにわたりまして農地の畦畔が崩落いたしました。このため、このたび県の補助を受け、災害復旧事業を市営として実施するものでございます。

施工内容はフトン管5段積み工とするものであります。よろしく願いをいたしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（小森幸雄君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第19 議案第24号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第24号については、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第20 議案第25号 財産の取得について

○議長（小森幸雄君） 日程第20 議案第25号 財産の取得についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいま上程となりました議案第25号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案、学校教育ネットワーク整備事業は、現在の学校情報機器の整備率の低さ、老朽化、学校間格差、情報セキュリティの脆弱性、教職員の負担拡大といった諸問題の解決を図る事業であります。

本整備事業に伴いまして、学校の情報環境は飛躍的に向上し、学習の情報化、校務の情報化が図られ、ひいては学力の向上をいざなうものと期待するものであります。

また、本事業は、総合計画に掲げました政策、学校教育の充実のために、社会の変化に対応した学校教育に取り組むものであり、教育・文化のまちを志向する本市にとっては重要な事業と考えております。

なお、本事業は平成18年度3月補正予算で措置し、平成19年度に明許繰越をしたものでございまして、サーバやコンピュータといった各種機器を購入する必要がありまして、財産の取得についての議決を賜りたく、提案するものでございます。

詳細につきましては、教育次長に説明をさせます。何とぞ慎重審議をいただきまして可決、ご決定賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（小森幸雄君） 教育次長堀江一慰君。

○教育次長（堀江一慰君） それでは議案第25号 財産の取得について詳細説明を申し上げます。

提案の主旨等につきましては市長提案のとおりでございます。本事業につきましては、平成18年度市町村合併推進体制整備事業といたしまして、国庫補助を受けまして平成19年度明許繰越により、仮称でございます学校教育ネットワーク整備事業として整備を図るものでございます。

今日までの経過といたしまして、本ネットワーク構築にあたり、児童生徒の学習情報化、教職員の校務情報化等考え方を統一をするため、各学校教職員、市情報管理係、これは企画財政課でございます、及び教育委員会事務局職員で組織をいたします学校情報機器更新検討委員会によりまして導入の機器、セキュリティ対策、情報ソフトの検討等、さらには業者によりまして説明会等を経まして、去る11月20日、6社による指名競争入札の結果、お手元の議案書のとおり、取得価格9,870万円で日興通信株式会社宇都宮支店が落札、11月26日に仮契約を締結をいたしましたものでございます。つきましては、市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定に基づき、ご提案をするものでございます。

仮称学校教育ネットワーク整備事業の概要につきまして、お手元に添付資料が配付されていると思いますので、それらに沿って若干概要を説明させていただきます。

1番の取得の目的等につきましては、市長の提案理由、それと先ほど私が申し上げました説明で理解されたというふうに思いますので、省略をさせていただきます。

2番の取得の概要に入ります。物品名につきましては平成19年度仮称学校教育ネットワーク整備事業にかかわる物品（備品 電算システム類）一式ということになります。

2番の納入場所等につきましては、市の教育委員会事務局及び各小中学校ということになります。

3番以降6番までにつきましては先ほど説明をいたしましたので、省略させていただきます。

7番の物品の概要でございます。センター設置という項目につきましては、それぞれ裏面の中ほどまでにあると思いますが、それにつきましては教育委員会事務局に設置をされるものでございまして、サーバ類等でございます。

学校教育機器等につきましては、各学校に設置をされます裏面の学校設置ゲートウェイ機器一式以下等につきましては、学校に設置をされるものでございまして、新規クライアントにつきましてはパソコンでございまして、新しいパソコンを481台整備をいたしまして、これにつきましては、現在使用しているのがすべての学校で320台ほどでございます。今回481台、それとこの320台のうち、今後のパソコン事業あるいは公務用で使用いたしますのが191台ということで、平成20年4月には672台の整備を学校と教育委員会も若干入りますが、整備をしていくというのが主な内容になります。

なお、今回、国の整備目標といたしましては、授業用につきましては1台で3.6人というような数値的なものも上がってきておりますが、今回、市のほうで整備をいたしますと、市の情報を若干上回りました3.54人に1台というような整備になるかと思えます。

ただし、大規模校、烏山小学校、荒川小学校、烏山中学校につきましては、5人に1台程度の整備充足率になります。あくまでも、授業で使いますものですから、1学級当たりの児童数に換算したもので今回整備を図っていききたいというような内容になるものでございます。

構成イメージが裏面の下のほうについていると思えます。左側の四角の部分が現在烏山庁舎等に整備をされている情報ネットワークでございまして、右側の上が南那須庁舎、当然ご存じのように南那須庁舎、烏山庁舎は結ばれておりまして、今度は図書館あるいは公民館等も現在結ばれておりますので、今回、学校関係もこの接続によって教育委員会と各学校の連絡事務というものも可能になってくるというようなことでございまして、インターネットの利用関係、市の財務会計システム、市の情報系関係、それらについても今度は各学校で接続されておりますので、情報が収集できるというような内容のものでございます。

なお、本整備にあたりまして、これは先ほど申し上げましたが、国庫補助事業で導入してございます。今回仮契約を提案させていただきましたが、今後やはり入札差金等が出ましたものですからよかったです。小学生用の授業で使うソフト関係等も今後変更という形で半額という形になろうかなというふうに思いますが、そういったものに今回整備をしていききたいというふうなことで、現在考えているところでございます。

以上で、今度の財産取得に關しましての概要説明について終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（小森幸雄君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

19番滝田志孝君。

○19番（滝田志孝君） 議案第25号なんです。物品の取得についてということなんです。これはリース対応なのかどうか。

もう一つは、そういう機械を入れても、前に教育関係で小学校、中学校を歩かせてもらったんですが、授業での使用頻度も非常に少ないし、そういう中ではこういうものを入れたときに、これからの考え方としてそれなりの有効利用がどこまでできるのか。その点をお伺いいたします。

○議長（小森幸雄君） 教育次長堀江一慰君。

○教育次長（堀江一慰君） 今回の備品購入費としまして481台新しく購入します。サーバ等も新しく設置をするということでの内容になってございます。

パソコン機器、授業での充実関係でございまして、これは直ちにというわけにはいかないと思いますが、中学校では総合的な学習の時間、技術家庭の授業が充実する形になろうかと思えます。

学力向上の観点からさらに申し上げますと、算数におきます図形の関係、理科、社会あるいは図表関係、絵を用いた授業で指導のほうもわかりやすい指導で理解が進むのかなというふうに期待をされているところでございます。これはあくまでも機器とソフト関係も入るわけですが、そういう内容で考えてございます。

現在のところは買い取りでございます。

○議長（小森幸雄君） 19番滝田志孝君。

○19番（滝田志孝君） 買い取りだということなんですが、本来であれば今はこういう機器については3年もたつと機械自体はもう値段がないような状態ですし、ソフトだけですね。素人が使いやすければ使いやすだけソフトは値段が高い。専門家が使うものは案外ソフトは安くてもそれなりに使いこなせるということなので、そういう考え方が決まったのであればしようがないんですが、そういうことでできるのかなと思ったもので質問しました。

もう一つは、すばらしいものが入ったとしても、今どんどんどんどん時代は進化していきまして、機械も新しくなって教える先生方がなかなかついていけない。場合によると、教えられなくて子供に質問されてもわからない場合もあるようであります。そういう中では、ぜひとも今、教育次長が言われているような形であれば有効利用していただいて、少しでも学校にいるときに少なくとも小学校、中学校のうちに使いこなせるぐらいの技術を身につけさせていただきたいという願いをして質問を終わります。答弁もお願いいたします。

○議長（小森幸雄君） 教育次長堀江一慰君。

○教育次長（堀江一慰君） リースの答弁だと思いますが、今回、合併推進補助金をいただくということで平成18年度の繰越で予算措置をさせていただいた部分がございまして。事業費が1億2,000万円で補助金が1億1,000万円入るということで、先ほど入札の差金の話も少し含めて申し上げさせていただきましたが、今後議案に提案をいたしましたものですから、

変更の部分も3月には出てくるというものを蛇足であります但説明して申しわけございません。そういうことでリースではありませんで、ご理解をいただければと思います。

教員の指導関係等につきましては、それなりの指導すべき媒体等の方もおりますので、そういう方を呼んで実際実践的なもので指導していきたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

○議長（小森幸雄君） 16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） 財産の取得でございますが、6社による指名競争入札ということで、ここに落ちたわけですけれども、この入札状況調書の中では9月、10月しかございませんので、この契約につきましては予定価格が幾らだったのか、最終的に6社の入札価格は幾らだったのか、ご説明があればお願いしたいと思います。

○議長（小森幸雄君） 教育次長堀江一慰君。

○教育次長（堀江一慰君） 11月20日に入札を実施をいたしました。予定価格1億900万円でございます。消費税抜きの金額で申し上げますと、日興通信が9,400万円、富士通ビジネスが9,580万円、東日本電信電話株式会社が1億6,400万円、そのほか富士電機ITソリューション株式会社は辞退、富士ゼロックスも辞退、システム興産も辞退ということで、当日は3社が入札に参加をしたというふうにご理解いただければと思います。（「それで9,400万円で落札したの」と呼ぶ者あり）そうです。（「そうですね。プラス消費税ということでこの金額」と呼ぶ者あり）はい。

○16番（平塚英教君） わかりました。

○議長（小森幸雄君） 17番中山五男君。

○17番（中山五男君） 今回の物品購入、これは市内の小中学生に対してこれほど1億円の投資というのは今までに例がないのではないかと思います。そこで、次の7点について質問いたします。

まず、使用する児童生徒というのは何年生以上が対象なのか。そして、その生徒数についてもお伺いします。

2点目は、パソコン機器が整備された後、授業に使用する週当たりの時間、何時間ぐらいパソコンを子供たちは操作するのか。

3点目は、このパソコン類の耐用年数についてお伺いします。

4点目は、先生は具体的にこのパソコン類をどのように活用され、授業効果が上がるのか。先生のほうの授業効果ですね。取得目的の中に、これは子供たちのほうなんです、IT活用による学力向上と説明されておりますが、子供たちはいかなる科目の学力向上につながるのか。先ほど次長は数学の図形等と言っていました、それだけなのかどうか。そして、次の全国学

力テストの結果をこのIT機器の導入によって間違いなく上がるとみなされているのか。1億円ですからね。

それと、説明書きの中にも学校教育の情報化を推進するとありますが、それは開かれた学校づくりのために学校が持つ情報を外に流すのか、それとも学校が情報を収集するためなのか。どちらに使うのか、この点について。

最後にもう1点、ほかの市町村の事件の例なんですけど、先生がテストの結果をパソコンに入れて車の中に置いて盗難に遭ったというような例があります。本市の場合は先生方がこういった生徒のデータの入ったものを持ち出すことを許可しているのかどうか。これについてお伺いします。

以上です。

○議長（小森幸雄君） 教育次長堀江一慰君。

○教育次長（堀江一慰君） それでは7点につきまして順次ご答弁させていただきたいと思っております。

まず、対象の児童生徒ということのご質問でございましたが、小学校1年から中学校3年までを対象として想定しております。平成20年度では2,344人という数字的なものが出てくると思っております。

次に、授業に利用する週当たりの時間数関係のご指摘があったと思います。学年によって若干異なりますが、例えば小学5年生、6年生で2週に1回使用しております。これ以外に総合学習、社会、理科等の調べの学習等で相当の使用がありまして、週1回以上の使用というふうには思っております。

耐用年数関係につきましては、リース等も含められるというふうには思いますが、一応5年以上を想定しております。現在の技術ですと若干伸びている部分があるかと思いますが、5年を想定しているというふうにご理解をいただきたいと思っております。

4番の先生方の活用の関係でございまして、先ほど申し上げた部分があるかと思いますが、教材関係の作成、それと公文書あるいは児童の成績処理関係も個別の校務処理ソフトを使うことによって可能になってまいります。そういったものと、先ほども申し上げましたが、わかりやすい授業の展開というものもソフト等の導入によって可能になってくるというふうには思っているところでございます。

次が、IT活用による学力向上の部分ですが、先ほど滝田議員の質問とダブる部分があるかと思いますが。機器等の充実などによりまして、先ほど言ったように、総合的な学習の時間の中で、中学校には既に技術家庭の中で取り入れられておりまして、その部分が充実されてくると思っております。

さらには、学力向上の観点からは、先ほど申し上げましたが小学校だと算数の図形関係、理科、社会あるいはそういったもので図表、絵を用いた指導という形で、理解しやすい単元でそういったものが指導されて理解度が期待されるのかなというふうに思っております。

それと、これは以前の調査だったんですが、広域に南那須教育センターがあったときの資料のようですが、平成14年度の調査でこの地区の児童生徒の8割がパソコンを使っている授業が好きですというようなお答えもあったようでございますので、今後導入によって大きな効果が期待できるのかなというふうには思っているところでございます。

次に、学校教育に関する情報化の部分でございます。学習の情報化あるいは校務の情報化というものを先ほど提案理由の中でも説明させていただきましたが、直接的にはわかりやすい授業あるいは覚えやすい授業等に情報、収集を確保するものでございますが、当然地域に対して情報を発信するというのも必要な部分かなというふうに思います。これはちょっとわかりませんが、学校が地域にホームページ等を充実をさせながら検討していく部分も出てくるのかなというふうに思っております。学校の信頼を高めるのも1つでございますので、地域の開かれた学校の情報というものを地域に発信していければというふうには思っております。

最後に、情報の漏洩の事例の関係のご指摘でありまして、新聞等でも報道されている事件等があるわけでございます。持ち帰り残業というものがあると考えております。今回の整備によりまして、公用のパソコンを校長の許可によって持ち帰りを認める予定にはしてございます。しかしながら、データの保存関係につきましては、学校に整備をされますサーバに保存を原則といたします。公用のパソコン内には校長の許可なしには保存できない仕組みといたしますので、データの持ち帰り関係はさらに厳しく厳正にしていきたいと思っております。

公用パソコンの一時保存という形をとりますので、セキュリティ対策には十分留意をして指導をしていきたいと思っておりますので、この公用パソコンを持ち帰ることにしましては盗難というものには十分留意をさせながら強く指導をし、事故がないように指導していきたいというふうには思っております。

以上です。

○議長（小森幸雄君） 17番中山五男君。

○17番（中山五男君） 一通りの答弁はいただきました。費用対効果という面であと2点ほどお伺いをしたいと思うんです。ただいまの答弁によりますと、小学5年生、6年生は2週間に1授業ぐらい、場合によって週1時間ぐらいということなんですね。生徒数は2,344人ということで、小学1年生からパソコンは使えるんですか。週に1回や2回ぐらいでこれほど大量のパソコンが必要なかどうか。隣の市が買ったからうちのほうでもというので、それではいけないと思うんです。この辺のところを1点。

それともう1点、答弁漏れが1つありました。次回の全国学力テストの際は間違いなく学力向上というものが期待できるのか。これについて再度答弁をお願いいたします。

○議長（小森幸雄君） 教育次長堀江一慰君。

○教育次長（堀江一慰君） 小1から中3という答弁をいたしました。やはり学校に整備をするわけでありまして、大きい学校とか小さい学校が当然あるわけですので、パソコン教室といえますか、授業で使える台数等を全国では3,600台、市は3,540台という数字を申し上げましたが、その前の文部科学省の数字ですと、教育用コンピュータの場合は文部科学省の数字に当てはめて計算をしますと、那須烏山市の整備台数というのは853台という数字的なものが出てきてしまうわけなんです。

それらについて今回、現在ありますパソコンを200台ほど残しまして480台ほど新規購入するわけでありまして、670台ほどのパソコンの導入という形になるわけでありまして、それほど大きな出費ではない。これにつきましては各学校と十分に詰めをしながら、学校の授業の時数、学校の教室も含めあるいは職員室も含め特別教室も含め、そういうものをもろもろ計算をいたしまして、最小限の圧縮をしまして481台の購入というふうにしました経緯がありますので、何とかご理解いただければというふうに思います。

学力調査につきましては教育長のほうからお願いします。

○議長（小森幸雄君） 教育長池澤 進君。

○教育長（池澤 進君） 学力の点についてだけ私のほうからお答えさせていただきます。

あす、中山議員から質問が出ておりますが、パソコンについては議員もおそらく資料等の引き出し等でご活用されているのではないかと考えています。もう既に小学1年生からパソコンはインターネットの活用を含めて資料を引き出し、それを自分の考え方でまとめ、ときには誤りの発表を学級の中で自分を表出する。しかし、そこにはお友達とあるいは先生と誤りを正す、受容され、涵養されながら、自分の知識をまとめあげる。こういう授業を日々繰り返していきますと、必ずや結果はよくなるはずでございます。議員もそのようなことを期待されているのではないかとと思いますが、そのようなことになるはずでございますので、お答え申し上げます。

以上でございます。

○議長（小森幸雄君） 17番中山五男君。

○17番（中山五男君） 文部科学省では来年度も全国学力テストを実施する方針でありますので、来年度はさらに学力向上につながるようご期待を申し上げまして、質問を終わります。

○議長（小森幸雄君） 20番高田悦男君。

○20番（高田悦男君） それでは何点かお尋ねしたいと思います。

まず、先ほどパソコンを持ち帰ることができるという答弁がありましたので、ノート型パソ

コンかなとは思いますが、以前から、パソコンは買ったほうが投資効果が高いといつも私は主張していたと思うんですが、今回そういうことでパソコン一式ということで買ったということは今後の費用の削減につながったのかなと思います。

続いて、デスクトップではなくてノート型ですね。あとメーカーを指定したのかどうか。OSは何か。保守契約はどうなっているか。最後に光ケーブルのレンタル回線使用料はいかほどか。

以上、5点ですかね。

○議長（小森幸雄君） 教育次長堀江一慰君。

○教育次長（堀江一慰君） 詳細ですね、今の高田議員の質問の主旨、ノート型には間違ございません。メーカーの指定はしてございません。それだけはお答えできるんですが、それ以外の詳細の数値的なものにつきましては、ちょっと資料がないものですから、後で説明させていただきたいと思います。申しわけございません。

○20番（高田悦男君） 了解。

○議長（小森幸雄君） 3番久保居光一郎君。

○3番（久保居光一郎君） 第25号の議案についてですけれども、こういう形で整備をするということになった場合に、整備期間というのはどのくらいかかるのでしょうか。それをまずちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（小森幸雄君） 教育次長堀江一慰君。

○教育次長（堀江一慰君） きょう議決いただければ本契約という形になりまして、既に学校のほうにはすぐに行政のほうが入りまして、場所関係も含めて仮稼働を3月の中旬、本稼働4月ということで工程的なものは上がってきてございます。

○議長（小森幸雄君） 3番久保居光一郎君。

○3番（久保居光一郎君） これは平成18年度から繰越明許をしているわけですよね。であれば、今になってはしようがないんですが、もっと早く立ち上げたほうがよかったのかなという気がいたします。というのは、来年、再来年には興野小学校なども七合に統合されるわけですよね。そうすると、3月いっぱいでは整備されるということになると、1年しか使えないということですね。費用がどのくらいかかるのかわかりませんが、各校ごとの整備事業費が幾らということとはちょっとわからないんですが、平成18年度に決まっていたものであったならもうちょっと前倒ししてやったほうが使う部分が多かったのかなというふうな感じがいたします。

もう1点お伺いしますけれども、先ほど滝田議員のほうからも質問がございました。新しい機器を導入するわけでありまして、新しい機器を導入した場合にいろいろな使い方とか、もし何かの軽微な故障などがあつた場合に各学校でそういうことに対応できる現場の教員などを

何名ぐらい確保してあるのか。また、行政のほうでそういう専門の指導員がすぐ故障の対応に駆けつけられるような体制はとってあるのかどうか。その辺についてもちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（小森幸雄君） 教育次長堀江一慰君。

○教育次長（堀江一慰君） まず、今回の平成18年度の事業で国庫補助を受けて整備するわけございまして、平成19年度4月から学校情報化検討委員会ということで組織して、機種等も含めた市の情報管理のほうも含めてセキュリティ対策等が十分にいくように、そういうものを含めてやってきた経緯がございます。その中で、確かにご指摘のように、おくれたのは事実でありまして、稼働が4月には間に合うように努力はしてまいりたいというふうに思っております。そういうことでおくれた部分につきましては、言いようがございませんのでご理解を賜ればというふうに思います。

情報機器関係でございますので、教育委員会事務局の者もおおむね対応できる部分がありますが、委託業者との連携等も密にしながら、今後それらに対する対応等につきましても対処していきたいというふうには思っております。

○3番（久保居光一郎君） 了解。

○議長（小森幸雄君） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第20 議案第25号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第25号については、原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。本日の会議はまだ予定された案件が残っているため、時間を延長したい

と思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、本日の会議は延長することに決定をいたしました。

◎日程第21 議案第26号 字の区域の変更について

○議長（小森幸雄君） 日程第21 議案第26号 字の区域の変更についてを議題といたします。

○議長（小森幸雄君） 本案についての提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいま上程となりました議案第26号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成13年8月22日付農計第66-2号で計画決定のありました県営荒川南部地区土地改良（区画整理）事業の施行に伴いまして、市内森田地区（第3換地区）の字の区域につきまして、土地改良実施後の現況に符号しない字の区域が生じたために、関係字の一部変更を必要とするものであります。

つきましては、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を得たく提案するものであります。

詳細につきましては、経済環境部長に説明をさせますので、何とぞ慎重審議をいただきまして可決、ご決定賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（小森幸雄君） 経済環境部長佐藤和夫君。

○経済環境部長（佐藤和夫君） 命によりまして、補足説明を申し上げます。

県営荒川南部地区土地改良区画整理事業につきましては、平成13年度に着手し、高瀬、大里、小埜、森田地区の84.3ヘクタールの農地を整備し、平成20年に換地処分を完了する計画になっております。本案件は、4地区ある中で最初に森田地区、第3地区でございます、の字の区域について整備後の土地にあった字の区域に変更するものであり、来年度は残りの換地区の字の変更を予定しております。

次のページをごらんいただきたいと思います。添付資料にありますように、変更調書ですね。では、変更調書では変更前のそれぞれの地番の字が変更後は右のような字に変更になります。

次のページをごらんください。字界変更位置図として、ちょっと見づらいんですけども、

今回、森田地区で該当する箇所が斜線で示してありますので、ごらんいただきたいと思います。

最後のページをごらんください。字の区域の変更図としまして、具体的に字を変更するところが色分けして示してあります。赤い点線が新しい字になる範囲です。水色の線はほ場整備をした区域を示しています。

以上のとおりでございますので、内容をご審議の上、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小森幸雄君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第21 議案第26号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第26号については、原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。日程第22 議案第1号から日程第28 議案第7号までの平成19年度の一般会計補正予算、特別会計補正予算、事業会計補正予算の7議案を一括して議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

- ◎日程第22 議案第1号 平成19年度那須烏山市一般会計補正予算について
- ◎日程第23 議案第2号 平成19年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算について
- ◎日程第24 議案第3号 平成19年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算について
- ◎日程第25 議案第4号 平成19年度那須烏山市農業集落排水事業特別会計補正予算について
- ◎日程第26 議案第5号 平成19年度那須烏山市下水道事業特別会計補正予算について
- ◎日程第27 議案第6号 平成19年度那須烏山市簡易水道事業特別会計補正予算について
- ◎日程第28 議案第7号 平成19年度那須烏山市水道事業会計補正予算について

○議長（小森幸雄君） したがって、議案第1号 平成19年度那須烏山市一般会計補正予算から議案第7号 平成19年度那須烏山市水道事業会計補正予算までの7議案を一括して議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいま一括上程となりました議案第1号から第7号までの提案理由の説明を申し上げます。

まず議案第1号は、那須烏山市一般会計補正予算（第4号）についてであります。概要でございますが、補正予算額は1億4,394万8,000円を増額し、補正後の予算総額を113億2,281万8,000円とするものであります。

内容を申し上げます。一般会計補正予算（第4号）につきましても、平成19年度第3四半期に入ったところでございますが、事業費の精算、確定に伴うものや新たに事業費等を追加計上し、速やかなに対応しなければならない事務事業が生じたことから、今回、補正予算を編成したところであります。

主たる内容であります。歳入を申し上げます。地方交付税のうち、普通交付税についての額の確定に伴い増額補正するとともに、国、県支出金としての児童手当の制度改正に伴う負担金、

障害者自立支援補助金、農業費補助金等を追加計上することいたしました。また、前年度繰越金を計上し、繰入金につきましては介護保険特別会計繰入金を減額補正するものであります。諸収入は新道平遺跡発掘調査に係る負担金となっております。

寄附金につきましては、沢村一様、那須烏山市婦人会様、南那須ダンスクラブ様、那須南農協様から賜りましたが、その趣旨に沿い予算措置をいたしておりますので、ここにご芳志に対し深く敬意を表し、ご報告申し上げます。

次に、歳出について申し上げます。総務費は人事院勧告に伴う職員給与費及び職員の早期退職に伴う退職手当組合負担金など、人件費の増額補正を行いました。また、市有財産管理費といたしまして、支障木伐採等及び処理委託費等を新たに計上いたしました。民生費は、後期高齢者医療制度事業費や児童手当引き上げに伴う給付費及び生活保護費を増額補正をいたしました。

農林水産業費につきましては、県の補助事業を導入し、ナシ棚及び防ひょう網の設置補助金を追加計上し、産地育成の推進を図ることといたしました。

土木費におきましては、道路維持管理費及び整備費を追加計上し、道路の危険箇所対策等を緊急に実施し、道路の適正な維持管理のために予算を増額補正することといたしました。

教育費の主なものは、小学校統合事業費として新境小学校に係る建物本体工事費及び外構工事費を計上するとともに、烏山中学校体育館雨漏り修繕工事費を追加計上いたしました。また、文化財調査費として新道平遺跡発掘調査受託事業費を増額補正いたしました。

最後に、災害復旧費につきましては、平成19年9月6日、7日に発生をいたしました台風9号豪雨災害による災害復旧工事費（国庫災害1カ所）及び補助対象外の単独災害に係る補助金（9カ所）の予算措置を講じることといたしました。

議案第2号は、国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。今回提案をいたしました補正予算は、事業勘定及び診療施設勘定であります。

事業勘定の補正予算額は、歳入歳出額にそれぞれ13万2,000円を追加し、補正後の予算総額を33億7,477万7,000円とするものであります。

内容でございますが、職員給与費人件費の減額、特定健康診査に係る経費及び一般被保険者の国民健康保険税還付金等に不足が生じる見込みとなったため、所要額を計上したものであります。これらの財源につきましては一般会計繰入金の減額と繰越金をもって措置をいたしました。

次に、診療施設勘定の補正予算額は、歳入歳出額にそれぞれ41万6,000円を追加し、補正後の予算総額を9,911万6,000円とするものであります。主な内容は、七合診療所の待合室及び事務室のエアコンを交換するため、所要額を計上したものであります。これらの

財源につきましては、一般会計繰入金をもって措置いたしました。

なお、本案は過日の国民健康保険運営協議会に諮問し、原案どおりの答申を得ておりますことともご報告申し上げます。

議案第3号でございます。介護保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。今回の補正予算額は、当初予算の歳入歳出額にそれぞれ1,269万3,000円を追加し、補正後の予算総額を20億2,669万7,000円とするものであります。

内容でございますが、平成18年度介護保険特別会計の国及び県等への実績報告に基づき、介護給付費または地域支援事業費で精算交付されるものや前年度繰越金を介護給付費財政調整基金へ積み立てするため措置するものであります。

議案第4号は農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。今回提案をいたしました補正予算は、職員人件費及び水処理施設の維持管理に係る光熱水費を精査し、その所要額70万円を計上したものであります。これらの財源につきましては、農業集落排水事業加入金をもって措置いたしました。

議案第5号は下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。今回、提案をいたしました補正予算は、工事に伴う廃棄物処理費用、業務委託料、職員人件費、施設修繕料及び汚水ます設置に係る工事請負費を精査し、その所要額669万1,000円を計上したものであります。財源につきましては、前年度繰越金、栃木県からの汚水ます移設補償費及び市債をもって措置をいたしました。

議案第6号は簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。今回の主な内容は、職員手当等の改定に伴う人件費の増額であります。歳入につきましては、前年度繰越金を増額し、歳出につきましては職員手当等と共済費を増額するものであります。歳入歳出それぞれ45万5,000円を増額し、補正後の予算を歳入歳出それぞれ1億4,038万円とさせていただきます。

議案第7号は水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。今回の主な内容でございますが、営業費用及び建設改良費を増額し計上するものであります。

営業費用は、原水費及び浄水費を13万5,000円減額し、配水及び給水費を773万7,000円、総係費を698万7,000円増額し、雑収益8万6,000円を財源の一部とさせていただきます。また、建設改良費を445万円増額させていただきます。

これによりまして、収益的収入6億3,486万7,000円とし、収益的支出6億5,877万8,000円とさせていただきます。また、資本的支出3億8,744万円とするものでございます。

以上、議案第1号から議案第7号まで一括提案理由の説明をさせていただきました。何とぞ

慎重審議をいただきまして、可決、ご決定賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（小森幸雄君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

19番滝田志孝君。

○19番（滝田志孝君） ただいまの補正の関係なんですが、何点か質問いたします。

まず、高齢者福祉費の後期高齢者医療制度事業費の287万4,000円、金額云々じゃないんですが、これから来年度の予算を組むということ考えたときに、医療費は随分縮小して、今、またいろいろな形でお金を高齢者に対して支給する中から天引きをするという形になっているようでありますが、そういう中でこの予算自体はどのぐらい伸びつつあるのかお伺いするものであります。

それと、農業振興費、需要対応型園芸産地育成事業、これは何なのか。先ほどナシ云々という話がそうなのかどうか。ちょっとそこら辺のところをお伺いするものであります。

それと、これはちょっと所管事務なので聞きづらいんですが、1つだけお許し願いたいと思っています。1つだけ済みません。烏山幼稚園、今、現在何人いるのか。それと1人につきどのくらいの経費がかかっているのか。烏山幼稚園の特色は何か。それだけお伺いしたいと思います。

それともう一つ、最後のほうに修繕費、これはわらび荘の修繕費100万円以内は今現在管理運営している方が払って、100万円を超えた場合は役所がもつという契約で始まったと思うんですね。今はそういうのがどうなっているのか、それと、前は契約書はそうになっていたと思うんですが、今はどんなふうになっているのかお伺いするものであります。

○議長（小森幸雄君） 市民福祉部長 雫 正俊君。

○市民福祉部長（雫 正俊君） 後期高齢者の医療費制度についての伸びにつきましては、75歳以上の方が高齢者医療費の該当になりまして、現在はおおむね年間60万円程度が75歳以上の医療費となっております。したがって、これらにつきましては毎年150名から250名ぐらいずつふえておりますものですから、単純に計算しますと9,000万円程度ほど毎年医療費は伸びる傾向にあるかと考えております。

また、幼稚園につきましては今手元に資料がございませんので、大至急資料を取り寄せましてお答えをしたいと思います。

○議長（小森幸雄君） 経済環境部長 佐藤和夫君。

○経済環境部長（佐藤和夫君） 需要対応型の園芸産地育成事業につきまして申し上げたいと思います。これはナシ棚と防ひょう網の設置でございまして、当初では3名で1万6,969

平米、事業費で718万円を計上させていただいておりますが、3人ふえまして6人にふえました。面積も6,737平米ふえまして予算計上させていただいたものでございます。

以上です。

○議長（小森幸雄君） 総務部長大森 勝君。

○総務部長（大森 勝君） わらび荘関係の内容等についてご説明を申し上げます。わらび荘関係等については、滝田議員からご指摘のありましたように、従前は100万円ということで契約を結んでいたというふうに思っております。その後、現在わらび荘等についても非常に古くなったということから、非常に修繕箇所がふえてきたというのも実態でございまして、今後等については修繕等についてはお互いに協議をしながら対応していきますということで、現在運用させていただいております。

改修工事等については施設そのものを改修する工事ではございません。内容等について若干触れさせていただきたいと思っておりますけれども、これについては火災報知機関係の修繕でございまして、消防関係の点検の際に、これについては現在整備をしなければ宿泊施設としては認めませんよということで指摘をされたものでございます。これらについては、設置関係、行政が設置をしているということから、今回すべてのかね等について予算計上をさせていただいたものでございます。

以上です。

○議長（小森幸雄君） 19番滝田志孝君。

○19番（滝田志孝君） 幼稚園云々は結構です。所管事務なものですから、後でまた聞かせてもらいます。

最後のわらび荘の話なんですけど、傷んできた、そういう中で火災報知機というんですが、全体的にもう相当傷みもひどいようなんです、見てみると。歩いて少し沈んでみたりというのがあるようですので、変な話、どこまで手を入れたらいいのか。そういう中で、今後の考え方としてはそういう修繕、修繕でやっていくのか、一部は当然大規模工事をやるのか。そこら辺も含めて検討する時期になっているのかなと思うんですが、そのところがまず1点。

それと、わらび荘とは直接は関係ないんでしょうけれども、その周りの問題ですね。今、お荷物になっている天体望遠鏡があるところ、県のほうから借りて、押しつけられてというか、委託金よりもこちらでお金を払っているほうが多いとか、周りのバンガローとか、そういうあそこ一帯のこれからの考え方、整備していくか。あと地元の人もあの周りは草刈りとかそういうのは手伝ってやるよということで、前のころは地元の人もボランティアでやってくれたりというのがあるようですけれども、あのバンガローも傷んでいてあまり使えないとか、考え方はどういうふう。あれも市の持ち物でしょうから、どういうふうと考えていくのかを含めて質

聞したいと思います。

○議長（小森幸雄君） 総務部長大森 勝君。

○総務部長（大森 勝君） わらび荘関係等については、従前は行政財産として宿泊施設、関係で建てたものでございます。現在の使用形態からすると、普通財産の位置づけにさせていただいております。そういうことからしますと、現在滝田議員からご指摘がありましたように、ここらで行政として必要財産なのかどうか。また、その近辺施設にありますバンガロー関係等も含めて指定管理者も視野に入れながら、どういうふうな対応を今後していくかというのは早急に検討する必要があるだろうというふうに思っております。

しかし、わらび荘関係等につきましては、先ほど申し上げましたように、普通財産ということでございますので、これは指定管理者制度にはなじまないということもあるわけでございまして、その辺を総体的に検討をさせていただいて、早急に方針等を出してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○19番（滝田志孝君） 了解。

○議長（小森幸雄君） 16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） 今出ました後期高齢者の問題でございますが、これが本日の市長の最初のあいさつにもありましたけれども、保険料が決まるというような中でさまざまな問題点のはっきりしてきましたですね。例えば後期高齢者の医療制度に合わせまして65歳から74歳までの高齢者も年金から国民健康保険を天引きをするということで、年金から引ける人はいいんですけども、実際に月額1万5,000円未満の人は窓口はこの保険料を納付するわけですね。もしこれが滞納になれば保険証の取り上げの対象になるということです。

現在の老人保健制度では、75歳以上の高齢者は国の公費負担医療を受けている被爆者や障害者と同じく保険証の取り上げが禁止されていますが、この後期高齢者でこの低所得者の保険料がもし払えなければ、保険証は取り上げにならないというようなことが決まったのかどうか。その辺、県の広域連合のほうでどういう論議になったのか、お示しをしていただきたい。

さらには、この診療内容も大幅に制限されまして、幾つもまたがって受診するものが制限される。あるいは薬も制限される。高齢者の患者がいればそこは老人病院という指定を受けてランクが下がりますから、病院から締め出されるということですね。こういう問題も非常に明らかになっていまして、全国でもこれはとんでもない制度だということで、全国の大きな自治体を初め200を超える地方自治体で4月からの実施は中止すべきだというような意見書などが出ている実態があります。こういう中で、そういう延期をするような論議があったのかなかったのか、その辺ももしご答弁が得られれば幸いです。

18ページの小学校の統合事業費2,215万8,000円ですね。これは境小学校、東小学校の統合に伴う、境中学校を小学校にリフォームするための費用かなというふうに思うんですけども、まだ中学校のリフォームが進んでおりませんが、今後どのような日程と内容で整備をしていくのか。来年の4月開校には十分間に合うのではないかというふうに思いますけれども、その辺のご説明をいただきたい。あわせて、ほかの小学校区では学童保育所を進められておりますけれども、この新設境小学校につきましても学童保育所が進められるのかどうか。その準備がされるのかどうか確認をしておきたいと思います。

以上です。

○議長（小森幸雄君） 市民福祉部長 正俊君。

○市民福祉部長（正俊君） それではお答えさせていただきます。

最初にご質問がありました65歳以上、いわゆる前期高齢者の制度ですが、まだ前期高齢者の制度につきましては現在来年から後期高齢者75歳以上の制度が決定しているわけございまして、それらにつきましてはまだ国のほうで検討中でございます。（「那珂川町ではもう今回の議会に出ていますよ。65歳以上の国民健康保険税の年金引き上げは」と呼ぶ者あり）まだです、それは。（「そうなんですか。那珂川町では議会に条例改正が出ています、今議会に、これは確認しました」と呼ぶ者あり）65歳から74歳の前期高齢者につきましては制度が固まっておりますものですから、多分いずれはそのように前期高齢者、後期高齢者で年金が65歳ですから年金から引き落としさせていただく制度ができてくると思いますが、現在のところまだその制度は固まっております。

今、ご質問がありましたように、年金が月額1万5,000円の方は普通徴収という形で市のほうで直接徴収をさせていただきまして、1万5,000円以上の方につきましては年金から2カ月に1回ずつ引き落としさせていただくこととなりますが、資格者証につきましては、平成21年度から国民健康保険と同じように発行させていただくことになっておりますが、この後期高齢者制度につきましては軽減措置がありまして、国民健康保険と同じような金額を算定しまして7割軽減、5割軽減、2割軽減ということで軽減制度がありまして、今回下野新聞に出ておりましたが、そういうことで国民年金ですと79万円の方は7割軽減ということで月額1万1,300円、そういうことで国民健康保険よりも後期高齢者制度につきましては軽減措置が充実されているということで、できるだけそちらのほうの制度に乗っていただけるような形で進めていきたいというふうに考えています。ただ、資格者証につきましては平成21年度から発行することになっております。

また、診療内容の制限につきましては、現在また検討中ということで、正式にまだそのような決定とか情報につきましても私どもは得ておりません。

以上で答弁を終わります。

○議長（小森幸雄君） 教育次長堀江一慰君。

○教育次長（堀江一慰君） 私のほうから小学校の統合事業費の関係、ご指摘いただきました。ご案内のとおり、新境小学校につきましては平成18年度の国庫補助事業で4,200万円ほど明許繰越をした事業でございます。これにつきまして事業発注にあたりまして、現在の傷みぐあい等を十二分に精査をしながら、繰越分であります4,000万円につきまして本日現場説明、そして来週が入札というふうなことで進められているようでございます。

この中身としましては、教室の内装が主になりまして、廊下あるいは各教室関係の内壁と床関係が主になります。あわせて、黒板の問題あるいは階段の問題等がこの工事費の内容には入ってきている。平塚議員ご指摘の学童保育の整備につきましても、繰越の中で今回の4,000万円の予定の中には入ってございます。そういうことでございますのでご理解をいただければと思います。

なお、今回補正をいたしました2,215万8,000円の内訳につきまして若干申し上げたいと思います。統合年度に限りということ、児童のジャージ、被服費関係、これが170万円ほどございます。両校ともやはり今の時代に合わないというような学校の指摘等もありまして、あわせて現在の2年生から5年生まではすべて新調してあげましょうということで170万円ほど予定させていただきました。

あわせて、しばらく学校を使っておられませんでしたので、給食を上げるものの補修が入ってまいります。あわせて、統合事業でありますので、境小学校、東小学校からの物品関係の運搬費、委託料関係になりますが、そういったものも今回予算措置をさせていただきます。

あわせて、今回、市長が提案理由の中で申し上げましたように、外構工事関係が若干建物の整備で若干必要になってまいりましたものですから、2階、3階のベランダの防水が、踊り場、子供たちが外に出て通路になる部分があるんですが、そのベランダの防水工事が今回余儀なくされてきているというものと、小学校でありますので、児童の遊具関係と正門の外構、これも統合の中で境中学校の同窓会の記念碑等がございます。それらの移設関係等の規定の工作物の移設工事関係、体育館の前が校庭と随分段差がございます。小学生には危ないものですから、フェンス関係の工事も今回追加補正という形で予算措置をさせていただいてございます。それが外構工事として合わせて1,650万円ほど工事費を予定をさせていただいています。

なお、境小学校と東小学校、現在閉校に向けまして準備委員会を立ち上げておりまして、昨年度の例にならしまして交付金という形で両校合わせて48万円ほど予算措置もさせていただいているというのが2,215万8,000円の中身になります。

以上です。

○議長（小森幸雄君） 16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） 後期高齢者の医療問題については、これは問題がだんだん明らかになってまいりまして、本当にお年寄りを医療から締め出すとんでもないことですから、中止を求めます。答弁は結構です。

小学校統合関係なんですけれども、説明でよくわかりました。なお、送迎関係ですね、バスの手配はどういうふうになるのか。この中に入っているのか、また別なのか。その辺の考え方、進め方についてももう一度確認しておきたいと思います。

○議長（小森幸雄君） 教育次長堀江一慰君。

○教育次長（堀江一慰君） 児童生徒の通学時の安全対策ということでスクールバスの関係のご指摘だというふうに思います。東小学校のスクールバスが現在ありますので、それらについては利用するということになります。あわせて、2キロメートル以上になりますと下境地区ですね、保育所より南、本庄呉服屋さんから南が該当するんですが、そうすると市営バスは通っておりますが、乗れない部分がございますので、それらについてはバスの購入ではなくて持ち込み関係も含めた委託で今後検討していくということで、バス1台の増設といいますか、スクールバスの運行は入ってくるのかなというふうに思っておりますので、ご理解をいただければと思います。

○16番（平塚英教君） どうぞよろしく申し上げます。以上です。

○議長（小森幸雄君） 9番野木 勝君。

○9番（野木 勝君） 1点だけ教えてください。一般補正で19ページですが、一番下に教育費で文化財調査費というのが322万3,000円ぐらいありますが、これはこういったところを調査するのか具体的にお答えください。

○議長（小森幸雄君） 教育次長堀江一慰君。

○教育次長（堀江一慰君） これは以前もお話をしましたが、歳入で見えておまして、新道平、林テレンプさんの工事現場でまだ遺跡が出てきた部分がございます。今、そういうことで322万3,000円は文化財調査費ということで載せておりますが、雑入として歳入のほうも林テレンプさんのほうから同じ金額を委託事業のような形で受けておられますので、それで受けて、職員が一般会計の中で予算措置をして調査をしている。ですから、林テレンプさんの工場跡地の文化財の調査ということでございます。

以上です。

○9番（野木 勝君） 了解。

○議長（小森幸雄君） 17番中山五男君。

○17番（中山五男君） 1点だけお伺いします。

教育次長、10ページの教育費についてお伺いしたいと思います。この小学校費、先ほども平塚議員が質問しましたが、ここで2段目に小学校統合事業費として今回211万5,000円を追加しております。これは平成18年の3月に既に4,263万4,000円、ことしの当初予算でも251万7,000円、9月には2万6,000円、合わせて6,733万5,000円の予算になるはずなんです。教育委員会はこういった予算要求をいつも小出しにしながら追加をしているわけなんです、これでおしまいなのか。まずお伺いしたい。

○議長（小森幸雄君） 教育次長堀江一慰君。

○教育次長（堀江一慰君） 新境小学校の改修関係につきましては、市が平成18年度の繰越で4,200万円を繰越明許でやらせていただきました。その後、やはり学校関係等の要望関係も受けまして、調査あるいは改修関係を両校の学校長と、現地調査を踏まえながら既存の当初予算で私どもが見た部分と、学校からの要望も多々ありますので、そういうものも含めてあるいは先ほど今回の補正の中身で申し上げましたが、外構で同窓会の要望等もありますので、そういうものも含めて今回統合の学校の費用については整備関係はおおむねこれで終わりだということは難しいんですが、境小学校についてはおおむね整備がされるというふうには思っております。

○議長（小森幸雄君） 17番中山五男君。

○17番（中山五男君） 東小学校と境小学校、合わせても児童数が約110名ぐらいだと思います。そうしますと、今回の統合のために6,733万5,000円、またある程度追加があるようですが、これほどの多額の費用がかかるわけですし、児童1人当たりになりますと60万円を超えるわけなんです、この統合のために。

こういった小規模校のためにこれほどの経費を投入していいものかどうか。その判断は私たちはあしたの教育長に対しての一般質問の中にも入っているわけなんです、こういった小規模校の子供たちの学力と、例えば烏山小学校のような生徒数の多いところの子供たちの成績というのは、比較してどうなのか。全く変わらない。いや、それどころか逆にさまざまな面を比較すれば小規模のほうがいいんだと言えば、私たちもなるほどこれは有効に投資効果があるんだなというような判断もできるわけなんです、そういったテスト結果も公表しないとあつては、我々もここでこれがいいものかどうか。1人当たり60万円を投資するのがいいものかどうか、全く判断がつかないところなんです。この辺のところ、きょう教育長として答弁のできる範囲内で結構ですから、1点お伺いしたいと思います。

○議長（小森幸雄君） 教育次長堀江一慰君。

○教育次長（堀江一慰君） お金のほうだけ私のほうでご説明します。基本的には旧烏山の

統合整備計画の中で粛々と統合を進めてございます。そういう中で旧境中学校を活用しての新設境小学校の整備でありますので、費用的な部分、ご指摘の部分は多々あるというふうには思いますが、何とぞご理解を賜ればありがたいというふうに思いますので、どうぞよろしく願いたいと思います。

○17番（中山五男君） わけがわかりませんが結構です。

○議長（小森幸雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより議案第1号から第7までの7議案について討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） 議案第1号から第7号までありますが、これらは先ほどの提案理由の説明や質疑の中でもありましたように、所定の改正や必要経費の補正でございまして、やむを得ないものばかりでございまして、ただ、1点、議案第1号の後期高齢者医療制度事業費については、私は中止を求める立場からこれには同意できないということでございます。今度の後期高齢者医療制度は、今現在加入している国民健康保険や健康保険から75歳以上の高齢者だけを締め出して、別な医療保険制度にする。しかも、高い保険料を年金から天引きをしまして、2年ごとに自動的に引き上げる。しかも低年金、無年金の人が滞納しましたら、先ほどの答弁にもありましたように、資格証明書、これは10割払わなければ医者にかかれないうことでございまして、明らかに診療内容の制限や薬の制限、また入院患者の締め出しということで差別医療が進められることは明らかであります。

さらに、この目的は、団塊の世代が後期高齢者になるまでに医療切り捨ての仕組みをつくっておきたいということございまして、高齢者を邪魔者扱いにする内容でございます。欧米を見ましても、ヨーロッパの皆保険の国では、高齢者だけを別建ての医療保険にしている国はありません。貧困と格差を広げる政治はだめだということで参議院選挙で審判が下ったわけで、全国の地方自治体でも200を超える地方自治体が凍結や制度の見直しということを議決しております。こういう中で、私はこのようにお年寄りを医療の現場から締め出して、ますます貧困と格差を広げるような後期高齢者の医療制度の導入には反対でございます。中止を求めま

す。

以上で、私の反対討論とさせていただきます。

○議長（小森幸雄君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

これより採決いたします。日程第22 議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小森幸雄君） 起立多数。

よって、議案第1号については、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第23 議案第2号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号については、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第24 議案第3号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号については、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第25 議案第4号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号については、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第26 議案第5号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号については、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第27 議案第6号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号については、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第28 議案第7号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号については、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第29 付託第1号 請願書等の付託について

○議長（小森幸雄君） 日程第29 付託第1号 請願書等の付託についてを議題といたします。

この定例会において受理した陳情書は、付託第1号のとおりであります。この陳情書については所管の常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情書第9号 悪質商法被害を助長するクレジットの被害を防止するための割賦販売法の抜本的改正に関する陳情についての陳情書については、経済建設常任委員会に付託をいたします。

○議長（小森幸雄君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれで散会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

[午後 5時39分散会]